

平成28年第8回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成28年12月6日																																
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																
開 会 （ 開 議 ）	12月6日午前9時10分宣告（第1日）																																
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 山 本 隆 史</td> <td>2 番 城 内 敏 之</td> </tr> <tr> <td>3 番 井 戸 太 郎</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>9 番 高 幣 幸 生</td> <td>10 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>11 番 下 中 一 郎</td> <td>12 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之	3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹	9 番 高 幣 幸 生	10 番 窪 和 子	11 番 下 中 一 郎	12 番 馬 本 隆 夫																				
1 番 山 本 隆 史	2 番 城 内 敏 之																																
3 番 井 戸 太 郎	4 番 森 田 勝																																
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																
7 番 山 口 昌 亮	8 番 山 田 仁 樹																																
9 番 高 幣 幸 生	10 番 窪 和 子																																
11 番 下 中 一 郎	12 番 馬 本 隆 夫																																
欠 席 議 員	な し																																
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>中 島 伊 三 郎</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>岡 田 守 男</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>理事（上下水道課長）</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 参 事</td> <td>北 樋 口 政 弘</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	中 島 伊 三 郎	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理 事	岡 田 守 男	理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理事（総務防災課長）	経 堂 裕 士	理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	理事（上下水道課長）	島 野 千 洋	税 務 課 長	西 脇 洋 貴	住 民 生 活 課 長	中 村 九 啓	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	今 田 良 弘	観 光 産 業 課 長	西 岡 勝 三	都 市 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦	住 民 生 活 課 参 事	北 樋 口 政 弘
町 長	岩 崎 万 勉																																
副 町 長	中 島 伊 三 郎																																
教 育 長	岡 弘 明																																
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																																
理 事	岡 田 守 男																																
理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																																
理事（総務防災課長）	経 堂 裕 士																																
理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																																
理事（上下水道課長）	島 野 千 洋																																
税 務 課 長	西 脇 洋 貴																																
住 民 生 活 課 長	中 村 九 啓																																
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																																
福 祉 課 長	今 田 良 弘																																
観 光 産 業 課 長	西 岡 勝 三																																
都 市 建 設 課 長	寺 口 嘉 彦																																
住 民 生 活 課 参 事	北 樋 口 政 弘																																
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>上 田 昌 弘</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>竹 村 恵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	上 田 昌 弘	主 幹	高 橋 恭 世	主 任	竹 村 恵																										
議 会 事 務 局 長	上 田 昌 弘																																
主 幹	高 橋 恭 世																																
主 任	竹 村 恵																																
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>報告第 7 号 議会の委任による専決処分の報告について （和解及び損害賠償の額の決定について）</p> <p>報告第 8 号 議会の委任による専決処分の報告について （和解及び損害賠償の額の決定について）</p>																																

町長提出議案
の題目

- | | |
|----------|---|
| 報告第 9 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 報告第 10 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 報告第 11 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 報告第 12 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(平群町職員定数条例及び平群町農業委員会
の求めにより出頭した者に対する旅費支
給条例の一部を改正する条例について) |
| 承認第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(清掃センター仮置き焼却灰撤去工事の変
更請負契約の締結について) |
| 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(清掃センター仮置き焼却灰撤去工事の変
更請負契約の締結について) |
| 承認第 10 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平群町公共下水道 6 号幹線 3 工区工事の
変更請負契約の締結について) |
| 議案第 45 号 | 平群町農業委員会の委員及び農地利用最適
化推進委員の定数に関する条例の制定につ
いて |
| 議案第 46 号 | 特別職の職員で非常勤のものものの報酬、費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例に
ついて |
| 議案第 47 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について |
| 議案第 48 号 | 特別職の職員で常勤のものものの給与および旅
費に関する条例の一部を改正する条例につ
いて |
| 議案第 49 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件
に関する条例の一部を改正する条例につい
て |

<p>町長提出議案 の題目</p>	<p>議案第50号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例の一部を改正する条 例について</p> <p>議案第51号 平群町税条例等の一部を改正する条例につ いて</p> <p>議案第52号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正す る条例について</p> <p>議案第53号 平成28年度平群町一般会計補正予算（第 3号）について</p> <p>議案第54号 平成28年度平群町国民健康保険特別会計 補正予算（第4号）について</p> <p>議案第55号 平成28年度平群町下水道事業特別会計補 正予算（第2号）について</p> <p>議案第56号 平群町道路線の廃止について</p> <p>議案第57号 区域外の公の施設の設置について</p> <p>議案第58号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方 公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合 事務組合同規約の変更について</p> <p>議案第59号 奈良広域水質検査センター組合への加入に ついて</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 1番 山本隆史 2番 城内敏之</p>

平成 28 年 第 8 回 (1 2 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 28 年 1 2 月 6 日 (火)
午 前 9 時 開 議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 7 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 5 | 報告第 8 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 6 | 報告第 9 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 7 | 報告第 10 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 8 | 報告第 11 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 9 | 報告第 12 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(平群町職員定数条例及び平群町農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 10 | 承認第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(清掃センター仮置き焼却灰撤去工事の変更請負契約の締結について) |
| 日程第 11 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(清掃センター仮置き焼却灰撤去工事の変更請負契約の締結について) |
| 日程第 12 | 承認第 10 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平群町公共下水道 6 号幹線 3 工区工事の変更請負契約の締結について) |
| 日程第 13 | 議案第 45 号 | 平群町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 46 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 47 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 1 6 議案第 4 8 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 4 9 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 5 0 号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 5 1 号 平群町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 5 2 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 5 3 号 平成 2 8 年度平群町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 2 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 2 3 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 4 議案第 5 6 号 平群町道路線の廃止について
- 日程第 2 5 議案第 5 7 号 区域外の公の施設の設置について
- 日程第 2 6 議案第 5 8 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 2 7 議案第 5 9 号 奈良広域水質検査センター組合への加入について

開 会 （午前 9時10分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成28年平群町議会第8回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願いします。はい、町長。

○町 長

各議員の皆様、おはようございます。

本日、平成28年平群町議会第8回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙のところ、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

暦も師走となり、町内各所におきましても年末年始の催事に向け、にぎやかさと慌ただしさを感じる時期となってまいりました。

さて、9月定例議会から3カ月が経過し、町内におきましてもさまざまな行事が開催されました。

9月から10月にかけては、両こども園、各小学校、中学校の運動会が秋晴れのもと開催されました。平群の子どもたちの伸び伸びとした元気な姿、躍動感あふれる競技を見学し、子どもたちから元気をもらったところでございます。

また、10月9日に予定していた第53回町民体育大会につきましては、あいにくの天候によりまして、大変残念ではありましたが、中止となりました。

11月3日から11月6日には第40回文化祭が開催されました。中央公民館大ホールでの演技披露や各会場での作品展示、館外での模擬店など、盛況であり、日ごろの文化活動の成果を披露いただく場として、多くの町民の皆様にご参加をいただきました。

あわせて11月3日には、長年にわたり地方自治の振興・発展、社会福祉の向上のため御尽力いただいた方々への地方自治功労者表彰式を開催いたしました。本年度は4名の皆様が受賞されました。受賞された皆様のますますの御活躍を御祈念申し上げます。

11月12日、13日には、へぐり秋の収穫祭が開催されました。農産物の品評会や芋掘り体験、たくさんの模擬店など、平群の主幹産業であります農業の魅力を発信することができ、多くの町民の皆様に参加をいただきました。

11月19日には、中央公民館において町政住民説明会を開催いたしました。ことしは85名の参加者があり、住民の皆様からは町政全般に対するさまざまな御意見をいただきました。限られた時間でありましたが、町行政、住民の皆

様の双方向からの情報の提供と共有、そして行政としての説明責任が図られた有意義な会議の場となりました。

11月20日には、午前9時より平群町の中心的な河川であります竜田川の清掃を通じて、地域の連帯感と竜田川や郷土への愛着、環境美化への意識を高めることを目的に、竜田川クリーンキャンペーンを開催いたしました。多くの町民の皆様の御参加をいただいたところでございます。

また、午前10時から椿井城跡の発掘調査の成果と嶋左近に関する資料を展示し、平群を広くPRする嶋左近と椿井城企画展を開催いたしました。当日は、椿井城研究の最前線をテーマに、京都国立博物館名誉館員の下坂守先生をコーディネーターにお招きしたミニシンポジウムを初め、奈良大学の御協力をいただいた椿井城立体映像体験コーナーや関連資料の展示、町観光ボランティアガイドの御協力による椿井城ウォークなど、盛りだくさんのイベントを開催しました。町内はもとより、県内外から100名を超える方の御参加をいただき、平群町の戦国時代の歴史の謎をひもとく、大変盛況なイベントとなりました。

12月3日、4日には、生駒郡4町の共同イベントとして、聖徳太子ゆかりの地をめぐる「いにしえ浪漫街道ツーデーウォーク」を開催いたしました。昨年に引き続きの開催であり、各コースとも、県内外より募集定員を超える申し込みがあり、2日間を通して、生駒郡の自然と歴史を満喫していただくことができましたと思っております。

次に、(仮称)文化センター・図書館建設に向けた取り組みにつきまして、10月19日の全員協議会後の経過について御報告を申し上げます。

まず、事務手続といたしまして、奈良県に対し、次年度の実施設計着手に当たり、国の交付金申請のための本要望書の提出を行っております。

また、集約化の対象となる公共施設の統合・廃止を進める端緒として、10月28日、人権交流センターのあり方に関する説明会を開催いたしております。

11月19日には、先ほども御説明しました住民説明会を開催し、その中で、町民の皆様に文化センター・図書館の建設について説明を行っております。

また一方、人権交流センター運営審議会への諮問を行い、審議会を開催いただいております。その後、人権交流センター運営審議会より、12月3日付で答申をいただいたところでございます。

また昨日、5日には、国土交通大臣を表敬訪問させていただき、建設に向けた御支援も要望してきたところでございます。

今後、(仮称)文化センター・図書館の建設に向けた取り組みをさらに具体的に進めてまいりたいと考えておりますので、より一層の御理解と御協力をお

願い申し上げる次第でございます。

さて、本会議では、上程案件として、専決処分の報告案件が6件、同じく承認案件が3件、条例制定が1件、条例改正が7件、補正予算が3件、その他の議案として4件、合計24件の案件を上程いたしており、いずれの案件につきましても慎重審議いただき、承認、可決を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により1番、山本君、2番、城内君を指名いたします。本定例会の会期中、よろしく願いをいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定いたしておりますとおり、本日から12月16日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの11日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

12月 6日(火) 本会議(初日)

午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日の午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

12月7日(水) あいてございます。

12月8日(木) あいてございます。

12月9日(金) あいてございます。

12月10日(土) 休会でございます。

12月11日(日) 休会でございます。

12月12日(月) あいてございます。

12月13日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より

12月14日(水) 本会議(一般質問) 午前9時より

12月15日(木) あいてございます。

12月16日(金) 本会議(最終日) 午後2時からでございます。

以上でございます。

○議長

続きます。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず初めに、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長(山口昌亮)

議会運営委員会は、この間、3回開かれております。

まず、10月11日と10月17日の2回については、28年度の議会報告会の開催についてを協議いたしました。

そして、11月24日には、きょうから始まりました12月定例会の議会運営について協議いたしました。

以上です。

○議長

続きます。文教厚生委員会の報告を求めます。文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長(森田 勝)

文教厚生委員会の開催について報告いたします。

11月24日木曜日午前9時から開催いたしまして、案件は、学校給食費の引き上げについて、また、国民健康保険税の税率見直しについてであります。

以上、報告申し上げます。

○議長

続きます。町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、私のほうから、平成28年第7回定例会以降の予備費充用につきまして御報告させていただきます。全体で5件ございます。

まず、9月20日付で2件ございます。はなさとこども園の冷凍冷蔵庫の故障による緊急整備といたしまして、民生費、児童福祉費、こども園費の備品購入費に35万7,000円を、そして、同じくはなさとこども園の調理室ガスコンロの緊急修繕といたしまして、民生費、児童福祉費、こども園費の需用費に7万1,000円をそれぞれ充用させていただきました。

また、9月23日付におきましても2件ございます。まず、バスの借り上げといたしまして、議会費の使用料及び賃借料に9万8,000円を、そして、プリズムへぐりの空調室外機の緊急修繕といたしまして、民生費、社会福祉費、プリズムへぐり管理費の需用費に82万4,000円をそれぞれ充用させていただきました。

そして、11月17日付で、庁舎内ネットワークの動作不安定によるサーバーの再構築といたしまして、総務費、総務管理費、情報政策費の委託料に102万6,000円を充用させていただきました。

以上5件、合計いたしまして237万6,000円を予備費から充用させていただきました。

なお、平成28年度当初予算額2,289万7,000円に対する執行率は30.5%となっております。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

続きまして

日程第4 報告第7号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは

報告第7号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月6日報告
平群町長 岩崎 万勉

次に、専決処分書でございます。

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分日は、

平成28年9月12日

平群町長 岩崎 万勉

次、めくっていただきまして、

和解及び損害賠償の額の決定について

平成28年8月12日午前10時55分ごろ、平群町中央公民館駐車場にて公用車が他車に接触した物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものであります。

1といたしまして、損害賠償の額22万3,000円でございます。

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第5 報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第8号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月6日報告

平群町長 岩崎 万勉

次に専決処分書でございます。

これにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分日は平成28年10月17日でございます。

平群町長 岩崎 万勉

続きまして、次に、おめくりいただきまして、これにつきましては、平成28年5月30日午後4時59分ごろ、平群町役場前駐車場にて公用車と他車が

接触した物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 1万6,200円

でございます。

以上でございます。

○議長

続きますして

日程第6 報告第9号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

報告第9号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月6日報告

平群町長 岩崎 万勉

次は専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された
町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分日は平成28年11月11日でございます。

平群町長 岩崎 万勉

続きますして、これにつきましては、平成28年10月26日午後2時25分
ごろ、平群町上庄2丁目にて公用車が防犯柱と接触した物損事故について、和
解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 7万3,440円

でございます。

以上でございます。

○議長

続きますして

日程第7 報告第10号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは

報告第10号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月6日報告

平群町長 岩崎 万勉

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分日は、平成28年11月14日でございます。

平群町長 岩崎 万勉

これにつきましては、平成28年10月26日午前9時45分ごろ、平群町竜田川1丁目にて公用車が他車と接触した物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 31万1,666円

でございます。

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第8 報告第11号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは

報告第11号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月6日報告

平群町長 岩崎 万勉

次は、

専決処分書

これにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分日

平成28年10月31日

平群町長 岩崎 万勉

これにつきましては、平成28年9月2日午後7時30分ごろ発生した、町道西信貴畑116号線の平群町信貴畑1185番地付近において、水路ふたが外れていたことによる通行車両の車体の物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の決定するものとする。

1 損害賠償の額 31万4,280円

以上でございます。

○議長

続きますして

日程第9 報告第12号 議会の委任による専決処分の報告について

(平群町職員定数条例及び平群町農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部を改正する条例について)

報告を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長

報告第12号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年12月6日報告

平群町長 岩崎 万勉

1枚めくっていただきまして、

専決処分書

平群町職員定数条例及び平群町農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部を改正する条例について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

専決処分日

平成28年11月17日

平群町長 岩崎 万勉

末尾の提案理由のほうを見ていただきたいと思います。

提案理由。

この条例は、農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日か

ら施行されたことに伴い、引用条項の条ずれが生じたことから、関係条例の一部を改正するものである。

1 枚戻っていただきまして、

平群町職員定数条例及び平群町農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部を改正する条例について

平群町職員定数条例及び平群町農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部を次のように改正する。

平成28年11月17日

平群町長 岩崎 万勉

平群町職員定数条例及び平群町農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部を改正する条例

(平群町職員定数条例の一部改正)

第1条 平群町職員定数条例(昭和35年2月平群村条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

これにつきましては、農業委員会の定数について、農業委員会等に関する法律第20条第2項により、農業委員会の定数は条例で定めるとされている上位法を引用しておりましたが、この法律改正に伴いまして、引用条項の条ずれが生じたことによる条例改正であります。

(平群町農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部改正)

第2条 平群町農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例(昭和35年4月平群村条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に改める。

これについて、農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費について、農業委員会等に関する法律第29条第4項により、条例の定めるところにより出頭した者に対し旅費を支給しなければならないとされている上位法を引用しておりましたが、これにつきましても先ほど同様、この法律改正に伴い、引用条項の条ずれが生じたことによる条例改正であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きますして

日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

(清掃センター仮置き焼却灰撤去工事の変更請負契約の締結について)

日程第 1 1 承認第 9 号 専決処分承認を求めることについて

(清掃センター仮置き焼却灰撤去工事の変更請負
契約の締結について)

以上 2 件については、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、住民生活課長。

○住民生活課長

承認第 8 号 承認第 9 号 提案理由説明

○議長

これより承認第 8 号、承認第 9 号の 2 件に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

せっかくこの前の全協でお願いした資料を出していただいているんでね、これぐらいはちゃんと説明していただければと私は思うんですけども。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、今、山口議員おっしゃっていただきました資料説明のほうをさせていただきます。

事業予算額が、全て、委託料から一番末尾の負担金まで、全ての予算が 2 億 4, 5 2 1 万 7, 0 0 0 円ということで、変更とかございましたが、最終的な執行額が 1 億 9, 0 8 3 万 9, 7 5 0 円ということで、差し引き、不用額が 5, 4 3 7 万 7, 2 5 0 円ということになります。

今、承認を求めております工事費の内訳で、第 1 回増額変更ということで 5 8 7 万 5, 2 0 0 円ということになっております。その増分の金額的な大きな変更は、仮置き場の敷鉄板をひいたことと、ほぐし率が高くなって袋数が多くなったということで、4 9 3 袋が増となっております。減分につきましては、先ほど説明の中でありましたように、交通整理員の数が減ることができたということになっております。

2 回目の増額変更の主なものが転石ということで、その転石の量が 5 7 立米分、袋にしまして 8 9 袋ございました。それを、転石を洗うために一旦テントに出したり、テントに戻したり、テントの中で洗浄、またその後の搬出と、それに伴う、必要となる洗浄の設備工事と排水設備工が必要ということでございます。

以上でこの資料説明とさせていただきます。

○議長

山口君。

○ 7 番

書いてあることはそういうことなのでしょうけど、その1回目の増額、それから減額があるから、ここの金額はどういうふうになってるのか、その説明もしてもらえますか。

○ 議 長

はい、住民生活課長。

○ 住民生活課長

ちょっと今、その内訳の分をちょっと今持っておりませんので、ちょっと今すぐにはわかりませんねけど。

○ 議 長

山口君。

○ 7 番

ここまで出すんやったらやね、要するに、全部増額ならその増額の金額わかるけどやね、この前の全員協議会でも、最後、副町長のほうから、「いや、減額、こんだけあるから」とか何とかいう話もあったわけやからね、ここでいうたら、増額がその袋数の増と仮置き場の敷鉄板で、減るのが交通整理員の、要するに人数減ったから、そこの部分の支出が減るわけでしょう。そのぐらい、それで、その差し引きが587万5,200円やということなんやから、当然その数字がないっていうのは、ないって、そこに資料を持ってきてないということなんやけれど、別にええけど、後で出してくれる。

○ 議 長

はい、住民生活課長。

○ 住民生活課長

すみません。ちょっと休憩、すみませんねけど、いただけますか。

○ 議 長

10分。

○ 住民生活課長

はい。

○ 議 長

9時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時41分)

再 開 (午前10時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。大変貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。すみませんでした。

それでは、工事の内訳、増の分、減の分について説明させていただきます。

増の分でございます。敷鉄板とか大型土のうの袋積み、袋の運搬、運搬とい
いますのは、テントの中から外に出すような運搬のことです。それに伴う分の
直接工事費の合計が668万6,225円になります。それが増の分です。

減の分です。減が、交通整理員の減で、この分は共通仮設費の経費のところ
に当たる分で、共通仮設費の中に入ります。それがマイナスの224万8,6
16円で、差し引きしますと、合計が625万8,266円になりまして、そ
れに請負率を掛けまして、請負率が86.994%です、はい。それを計算し
ますと544万4,316円になりまして、万円どめで544万円、それに消
費税を足しますと、今回変更の金額でございます587万5,200円という
ことになります。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

関連ですけども、これのですね、あとの残りの処理をどのように考えておら
れるのかですね。基準内のダイオキシンの汚染灰の処理についてですね、先般
の議会報告会で住民の方から「どのように計画されてるのか」という質問もあ
りましたし、それと、その該当する自治会への説明ですね、白石畑、椿井、ネ
オポリスの方の説明はいかがなっておるんでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

この分につきましては、付近の住民の生活の安全が一番ということで、この
ようにテントとか、適正な工事をさせていただきました。次の1万トンにつき
ましても、来年度にフェニックスへの搬入を、数字的に、まだ今の時点の数字

の予定ですが2,000トンほど出しまして、そのあとにつきましては、また今年度中に計画をお示しできるように努めているところでございます。

○議長

森田君。

○4番

1万トンのうち2,000トンだけ出すんですか。一気に出してもらったほうが工事が安く済むと思うんですよね。受け入れ先が、フェニックスの受け入れ先があるかと思うんですけども。

それと、そういうことについてですね、該当の自治会にきっちり説明していただかないと、不安がってる住民の方もいらっしゃると思いますので、その計画も含めてですね、一度議会にもきっちり報告をお願いできませんでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今の工事の分につきましては地元説明会等させていただきまして、次の分につきましても地元への説明及び議会、その経過とか含めまして、議会への報告ということで考えていきたいと思っております。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

1点だけ。先ほどの増減の説明なんですけれど、わかりにくかったんですが、確認をさせていただきますが、差額でいうと440万円ぐらいの差額になって、そこに諸経費、経費を掛けて、で、請負率を掛けるという理解でいいですね。何か答弁がわかりにくかったんですけど、それでいいですか。

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。減の部分が、経費の交通整理員といいますのは、共通仮設費の中に入る分ですので、それを、直工の中のものやったら引く引くだけでいきますねけど、計算、経費と直工の計算をしまして、結果、そのような契約金額になったということでございます。

ちょっと説明、うまくできないと思いますが、そういうことでございます。

○議長

はい。
ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案2件に対する質疑を終結いたします。
続きまして、これより承認第8号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより承認第8号について採決を行います。
本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決
しました。
続きまして、これより承認第9号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより承認第9号について採決を行います。
本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

続きまして

日程第12 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(平群町公共下水道6号幹線3工区工事の変更
請負契約の締結について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

承認第10号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第10号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決しました。

続きまして

日程第13 議案第45号 平群町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長

議案第45号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

初めて、私、こういう農業委員会ですね、大規模な法律改正ということで、よく理解できましてですね、定数が変わる、役割も変わる、新しいものができるというのがよくわかりましたんですけども、今、資料の御説明いただいたときにですね、農家数が、農家戸数が481というふうにお聞きしたんですけども、去年の農林業センサスによると381なんです。この乖離はどのように理解していいんでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

すみません。去年の農林業センサスの数っていうことですが、すみません、ちょっと何年度か、基準は今ないんですけども、その数字で拾わせてもらって481戸ということになってますけど。

○議長

森田君。

○4番

1回調べていただきたいんですけども、平成27年度ね、昨年度のでいくと、農家総数が317戸になってます。これ、1回調べていただきたいと思うんですけども、150以上戸数が乖離してますので、これに基づいて定数が決められておりますので。わかりました。調べておいてください。

それとですね、スケジュールのところに推薦というふうになっておりますが、どういうことで、推薦というのはどういう考えで、地区から推薦なのか、推薦する母体がわからない。

それとですね、その下の評価委員会というのはどういうメンバーで構成されてるのかお尋ねします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

推薦の母体っていうことなんですけども、推薦団体でありましたら、例えば

女性、青年とかいう場合はJ Aならけん女性部であったり、奈良県指導農業士、また4 Hクラブ等、そういう団体がありますので、そちらからの推薦団体ということで。また、農業者の場合は、一個人からっていう場合は3人以上の農業者の経験ある方から推薦いただいてもいいかなと思っています。

あと、評価委員会なんですけども、今後、これを可決いただきましたら、評価要綱等を定めていく予定ですが、今の段階では、メンバーとしては副町長、また農業委員会の会長、観光産業課長、事務局長、都市建設課長、そういう案で今のところ考えております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

ありがとうございます。

きっちり、それと若い人の声がこういうものに反映されるように、新規就農者の声も反映できるようにですね、考えていただきたいということで。

それとですね、この選出方法、農業委員の選出方法なんですけども、「過半を原則として認定農業者」というふうになってるんですけども、今までは議員も枠が、議員の別の、議員という枠じゃなくて、2名ほどあったわけなんですけど、その辺の考え方はどうなるのかだけお尋ねします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

議員の枠なんですけども、新制度では、農業委員さんは、議会は同意機関となりますので、団体推薦は今後ないこととなります。ただ、一個人として立候補されることは可能っていうことでお願いします。

○議長

山口君。

○7番

国の法律が変わって、農業委員会制度が大きく変わるということで今回の提案。実際、来年の7月からになるわけですけども、今、森田議員からも質問あったんですけどね、もうちょっと具体的に、もうだって、既にこのスケジュールでいくとですね、2月には推薦募集って、こう書いてあるわけですから、実際に、じゃあ、農業やってる方、農業やってなくっても、今、立候補っておっしゃったけど、応募できるということやね。ということなんで、住民の皆さんにもっとわかりやすくするために、どういう形で、例えば、じゃあ、募集し

てるわけだから、応募するとしたらどういうふうにするのか、それから、今、推薦というのはいろんな団体っておっしゃったけれども、個人でも推薦、例えば私が誰かを推薦することができるのかとかですね、そういうことも含めて、ちょっと具体的に、今答えられる範囲でいいですけども、答えていただくと、あとですね、評価委員会、今、役場の職員の役職でみたいな話が出てましたけども、この辺について、制度を新たにつくった国のほう、その辺の説明とかね、そんなん当然あると思うんですよね。全国ほとんど一斉に今の時期から準備していくわけですから、あると思うんですが、その点は、もしあればですね、そういう資料も出していただきたい。

評価委員会っていうのは、当然評価するわけだから、それなりの見識がないと評価もできないわけですからね。じゃあ、役場の職員だけでやるのかっていうのもどうかと思うし、多くは、多分今の農業委員会の幹部の人たちが中心になってやるのかなというふうに考えたりもするんですが、評価委員会のメンバーはどのような基準で決めるのかということ。

それから、推進委員、平群町は4人ということで、四つの地域に分けてやるということなんですがね、今さっき資料で説明あった、この仕事を全部やろうと思えば、専決処分で報酬が出てましたけどね、今、農業委員の報酬が2割カットから15%になって、それでも一万数千円でしょう。その前3年間、1万4,400円やったから、条例上は1万8,000円やったのを15%カットしてるわけですよ。だから、そんな金額でここに書いてあるような、例えば推進委員の方ですよ、遊休農地の解消とか、そういう仕事、できるのというのがね、正直な気持ちで、こんなん今の平群町で遊休農地、数あるのを、いろんなことを本当に実際に有効にしようと思えばですね、相当時間かけてやる必要があるし、ほんで、専門性も必要だし、その辺をね、これ、農業委員会が推薦するっていうことになってますけど、そのことはそれでいいとしても、この報酬でそんなんできんのかっていうのがね、正直な気持ちなんですけれども、その点についても答えていただけますか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、推薦、立候補、どのような形ですることかということなんですけども、現在、どこの市町村もこの12月議会で予定されてます。遅いところでは3月議会っていうことも聞いてるんですが、それにつきましては、今後、早急に検討していきたいっていう段階で、今、特別どういう形かという御説明の資料は今のところないような状態です。

評価委員会のメンバーなんですけど、これにつきましてもまだ案っていう段階で、今後また、どこの市町村も、ちょっといろいろ聞いてたんですけども、まだ同じような、どこの市町村も同じような状況で、今後また検討していくっていうことになってますんで、それを踏まえまして、またうちも検討していきたいなど。

あと、推進委員が1万8,000円でできるのかっていうことなんですけども、近隣と比べましたら、郡内でしたら平群町、農地多いんですけども、ほかより報酬はかなり少ないということで、農業委員会の検討委員会でも話は出てたんですけども、ただ、ほかの報酬もカットされてるんで、ちょっと低い額ですけども、これでいこうということで、御意見いただいて、提案のほうをさせてもらってます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

国からこういうふうにとりょうな、国、県なりから、当然一定の資料っていうか、そういうの、来てると思うんですよ。それ、ないの。ほんなら、好きなようにやってくださいということかいな。変な話ですよ。

ほんでね、僕は何で推進委員にこだわって言うかというね、今までと違うわけですよ。今までは農業委員がそれも兼ねてたけども、その場合、平群町の場合19人で、地域も分けて、19で割りますからね、それが四つの地域に割られるわけでしょう。100ヘクタールの農地、そこに責任を持つということになればね、そんなん専任でないと本当はできないでしょう。それを農業委員と一緒に報酬でやるっていうのは、ある意味、無茶やし、結局何もできない。何のための制度改正か、何のためにやってるのかっていうことになると思うんですよ。そこはね、やっぱり平群町、農業が基幹産業だって言うんなら、そこはきっちり考えてもらわないと。隣の三郷町は、推進委員はつくらないって言ってました。農地が少な過ぎて必要ないんですって。それでもいいらしいです。平群町の場合はそうはいかないんだから、それであればね、そののところはもうちょっときちっと議論してもらってやらないとね。基幹産業と言って、活性化って幾ら言ったって、そんなん、ならないじゃないですか。そこはね、この議案、今後、今、国からもそういう指示も何も、指示っていうか、参考例もないというのであれば、ちょっと先進、ほかの農業盛んなところでどういうふうにしてるのかっていうのは、やっぱりいろいろ研究してもらって、実際にこういう法律の変え方、私はあんまりいいとは思ってませんけども、もう変わった

以上、仕方がありませんから、どういうふうにしたら一番いいかというのはもっとしっかり検討してもらって、近隣だけじゃなしに、全国、農業盛んなところいっぱいありますし、農業で先進でいろいろやっているとところもありますし、そういうところもしっかり見ていただいて、それも参考にしながらね、仕事のあり方、当然報酬については、この金額ではほとんど何もできないと思いますので、そこも含めて、しっかり検討していただきたい。もう答弁はいいですけども。

それともう一つね、そういうことをしてですね、また、これも通ったから、「あとはもうお任せください」じゃなくって、しかるべき時期に、これでいったら2月ぐらいになりますか。募集で、少なければ3月って言ってたんですけども、例えば募集する前、推薦募集する、受け付ける前に、周知期間ってあるわけだから、その辺で、もう既にこういうふうにするんだという、スケジュールのうちちょっと詳しい内容は決まっていれば、それはぜひね、議会には報告していただきたい、説明していただきたいと思いますが、その点、どうですかね。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

今後の予定につきましては、もう年始早々に進めていきたいと考えてますので、スケジュールがある程度決定次第、また文書で報告のほうをさせていただきます。

○議長

山口君。

○7番

いや、文書じゃなくって、さっき聞いたようなことも全部ね、ある程度想定して当然つくっていくわけだから、町としてはこういうふうを考えて、こういうふうに進めますということも含めて議会に報告というか、報告になるのか、意見も聞いていただきたいということも含めてね、そういう場を持ってもらいたいという、今のは質問ですよ。「文書で報告します」じゃなくって、「こう決まりました」って、そこに何も言えないじゃない。「ああ、そうなん」って言うだけやから、そこはどうなんですかね。検討して。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

その点は検討して、また考えていきたいと思えます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第14 議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第46号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

以前より減額幅を抑えたというのは、去年、おととしからでしたか、去年からでしたか。おととし、去年、ああ、ことし、はい。そうなんだけど、さっきの議案でもちょっと言いましたけどね、何でこんなことをいつまでも続けんの

かなっていう、この後、人勧の議案が何件か出ますけども、そこでは上げるんでしょう。ほんで、ほかに仕事を持って、もちろん委員になっていただいて、いろいろ平群町のためにやっていただく、それをもう、減額幅はことしから少なくなっただけとはいえ、もう10年続けてるわけね、10年近くね、8年か。だから、ほんまにいつまでやんのと。町長がやめるまでやんのかなと。もう町長かわらんと、この辺、変わらへんのかなと。いや、もうそういうことでしょう。固定資産税についてもそうだけど。

そんなこと、いつまでやんのかなっていうのが非常に不思議なんですけど、質問なんで、この減額による経費削減、去年も聞いたと思いますけども、幾らになりますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

これによります影響額でございますが、27年度決算の内容の、審議会でありますとか委員会の開催をベースに算出したものでございますが、139万8,320円ということに、本則から比べれば減額ということになります。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○7番

先ほども言いましたけれども、いつまでもこうカットするっていうのは本当にいかななものかと。職務内容に応じた適正な報酬を、ほかの自治体ではほとんどのところでやってるわけですね。そういう自治体の報酬も参考にしてお、私は検討すべきだと思うんです。

そのことも大事ですし、当然今のカットをやめてですね、本則で実施すべきだというふうに思います。毎年、附則で報酬カットするやり方、これがね、一つは安易なんです。もう毎年毎年なんです。安易であり無策ですね、はっきり言って。そういう行政姿勢っていうのはやっぱり容認できない。

先ほども言いましたけども、基本的に本来のその仕事に見合った適正な報酬

を、私は支払うのが本来の筋だというふうに思いますので、この条例案には反対いたします。

○議長

ほかにございませんか。高幣君。

○9番

賛成の立場で討論させていただきます。

いろんな意味で反対のお話、よく理解はできると思います。

しかし、本町というのは、御存じのとおり、我々議員も含め、また町長、副町長、教育長のカットもさせていただいてるわけです。そういう意味では、全体的な平群町の財政状況を鑑みたら、やむを得ない措置かなど、こんなふうに思っております。

そういう意味で、私は賛成の立場で討論をさせていただきました。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第46号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第15 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第47号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

人事院勧告ということですが、この勧告は、これ以外にいろいろ出たと思うんですけども、その内容が、これ、全て網羅されてるんでしょうか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

職員の給与につきましては人事院勧告のとおりしておりますが、そのほか扶養手当が改正がございます。配偶者の扶養手当を、1万3,000円を、段階的でございますが、最終6,500円に引き下げ、そのかわりですね、子どもの手当6,500円を、段階的であります、1万円に引き上げるという内容もあわせてなっておりますが、これにつきましては、現在、職員組合との協議ということで、協議が調いましたらですね、3月議会に提案させていただきたいと思っておりますが、その引き上げについては、平成29年の4月1日から施行ということになりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

森田君。

○4 番

おかしい話ですね。片一方だけは人事院勧告を踏襲し、今言われたことは踏襲しない、それはどういう意味なんですか。町として、そういうのが当たり前のことなのか。

それで、もう一つは、人事院勧告を実施してない市町村もあるように聞いてるんですけども、これは実施しなくても、私はすべきだと思うんですけども、今言う、これ以外のものについてもですね、実施してない市町村があるんでしょうか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

実施してない市町村というのは、ちょっと全国の自治体の把握については現在行っておりませんが、少なくとも近隣については実施していくということで伺っておりますが、いわゆる一般職のボーナスも含む給与改正はですね、やはり今までからも本町においては人事院勧告を尊重してですね、職員の生活給を確保していくという立場に立っておりますので、これは、していくことについて、

町長も含めましてですね、本町の基本方針ということで、組合との合意の中でも進めているところであります。

それをあわせまして、先ほど申しましたように扶養手当の関係につきましてはですね、来年の4月1日からの支給でございますので、その分については、現在、職員組合と協議をさせていただいておりますので、それについては3月議会にあわせて提案をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議 長

森田君。

○4 番

扶養手当については、人事院勧告も来年の4月からになってるんですね。それは結構です。

そうすると、今、課長のほうから、労組との交渉をやっておられると。給与のカットは今年度12月末までだったと思うんですね。そうすると、一般的にはふえるということはないと思うんですけども、当然、今の交渉状況はどのようになってるんですか。逆に言えば、ふえるということになればですよ、先ほど言うた扶養手当がふえるということになればですね、そういう交渉事は、組合との交渉事は今どういう状況なのかですね。町から提案されてるのは、号数の昇給を少なくするというのではなかったかなと思うんですけども、その交渉は今どのような状況に進んでるのかですね。予算はですね、本則でいってまずいので、それは問題ないと思うんですけども、1月以降ですね、3月まで問題ないと思ってるんですけども、今、労働組合とはどういう交渉状況になってるのかお答えください。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

これ以外、いわゆる今回の条例改正以外の組合との交渉状況といいますか、という質問だと受けてとめておりますが、今現在ですね、給料制度の見直しも含めて、職員組合と数回交渉を重ねております。

一部、内容でございますが、大きくはですね、昇給、昇格基準を変更したいという内容のものでありますので、今現在、大詰めの交渉ということで御答弁をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長

ほか、ございませんか。山口君。

○7 番

まず、今回の改定による影響額を出していただきたいのと、それから、今、議論がちょっとあった扶養手当の、これは別に勧告は、要するに子どもの扶養に金額をふやして、配偶者の分については減らすという、今の国の政策の一環として出てるというふうに思うんですけどね。組合との協議が調ってないという、いや、中身のことはいいですけども、平群町の場合、じゃあ、これを例えば実施して、段階的と言うたけど、配偶者については、今1万3,000円を平成29年度に1万円、平成30年度に6,500円っていうことですよ。子どもについては、現行6,500円を来年8,000円で、30年度に1万円と。例えば、最終的には30年度でいくということに、今なってるわけですから、その場合の影響額。当然、共働きのところについてはふえますし、奥さんが専業のところについて、子どもがいなかったりしたら減りますし、いろいろあると思いますが、平群町の例えば決算出てるのもいいですし、今年度の……。

わからんって、そんなん計算しとかな交渉できへんのちゃうんかいな。だって、予算つくるときやって要るやろうな。そら、あかんで、そんなん。何ぼ今回出ないというたって、今回出ないというたって、よそでは出てんねやんか、もう。よそでは出てんねや。それぐらいの計算はちゃんとしとくとやね、「金ない、金ない」言うてやで、1円の金でも切り詰めるって言うてるわけやろう。だから、このことで平群町は、当然あれよ、職員の構成によって全部変わってくるからね。単純にふえるとか減るとか違うんやから。せやけど、今いてる職員で計算したらすぐ出るやんか。いや、計算してないって、そんなんあかんで、そんなんもん。聞かれるってわかるでしょうが。人勧出てんねんから。「何で平群町出してない」って、まず聞かれるわね。「いや、まだ組合と交渉中です。3月までには」。「じゃあ、何ぼ影響あるの」って聞かれたら、答えられるようにするのが普通じゃないですか。

最初といい、どういうことなん。それ、議会軽視やで、はっきり言って。町長の顔見てたらええと思ってんの。住民の顔見なあかんねんで。職員かって、みんな住民で、働いてんねんからね。ちょっとその辺、ちょっとちゃんと出してくれなあかんで。あと、人事院勧告の議案が三つ続くわけでしょう。

とりあえず影響額言ってくれる、今回の条例改正案の。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今回の人事院勧告に基づきます影響額でございますが、総合計が857万335円ということであります。

先ほど、扶養手当の分につきましてはですね、手持ち資料ございませんので、大変申しわけございませんが、感覚といいますか、例えば扶養手当が1万3,000円ということでございますので、本町の場合は共稼ぎといいますか、そういうのが感覚としても多いということになってですね、扶養手当の部分と子ども手当、これは6,500円が29年度が8,000円、30年度で1万円と、30年度で全て段階的に、段階期間が終了しますが、子どもについてはですね、現行6,500円が3,500円上がっておりますので、その差を見ればですね、子どものほうが数が多いと思いますので、若干その差、どれぐらいになるかというのはちょっと計算してみないとわかりませんが、若干ふえるか、もしくは、ぐらいかないというふうに思っております。それについては、数字はきちっと出させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長

山口君。

○7番

もう一つ、介護休暇の取得の問題で、人事院から勧告が出てると思いますが、これは条例を変えなくともできる分なのかどうか。変える必要があるんだったら、また3月っていうことになるんやろうけど、その点、どうですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

もう1点はですね、育児休業法の改正に伴いまして、勤務時間の改正の勧告が出ております。これにつきましては、いわゆる国の法律がですね、この12月2日に細部にわたる法律が可決されたということで、今回、12月議会のほうには提案しておりませんが、3月議会にですね、これを提案させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

11時15分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時02分)

再 開 (午前11時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

日程第16 議案第48号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第49号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第50号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

以上3件については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第48号 議案第49号 議案第50号 提案理由説明

○議長

これより議案第48号、議案第49号、議案第50号、3件に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

議案48、49、50ですか、これの影響額をお答えください。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

この支給割合を変更した影響額でございますが、町長については、人勧差額といたしまして6万8,880円、副町長6万5,520円、教育長6万4,050円、議長4万3,200円、副議長3万4,720円、議員3万2,480円というふうになります。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。

町長にお尋ねします。

住民にですね、いろいろ御負担をいただいていることは多々あると思うんですけども、町長みずからが6万円ぐらい、6万円、7万円弱の報酬アップについて、報酬というんですかね、どのようにお考えになっているのか。自分に甘く、他人に厳しいように私は思うんですけども、ぜひとも町長からお答えいただきたいと思います。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

特別職の給料につきましてはですね、職員の給与が改正されたのに伴いまして、ある意味、生活給も含めましてですね、改正を行うものであります。これは、町の方針といたしましては、人事院勧告を基本的には尊重していくという立場からの給料の引き上げと、期末手当の引き上げということで、御理解いただきたいというふうに思います。

○議 長

森田君。

○4 番

そんな話聞いてないじゃないですか。私、町長はどのようにお考えでこの条例改正案を出されたのか。副町長はよくわかるんですよ。町長、年金もらってるんでしょう。生活給じゃないじゃない、生活給かもわからないけども。6万

8,000円の値上げで、先ほど言うた農業委員会の報酬カットも言われてるわけじゃないですか。住民から見れば、自分に甘くて他人に厳しいように見受けられるんですけども、経堂課長の話を聞いているわけじゃないんですよ。町長がどのように思ってこの議案を出されたのか、それをぜひともお尋ねしたいと思います。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

先ほども答弁させていただきましたが、これは全体の、いわゆる国家公務員の給料の改正に伴いまして、全自治体職員も含め、改正をされない自治体もあるかもわかりませんが、本町といたしましてはですね、人事院勧告はやっぱり尊重していくという姿勢で改正を行っているということで、御理解いただきたいと思います。

「何を言ってるの、あなた」の声あり

「何言ってるの」の声あり

○議 長

森田君。

○4 番

人事院勧告をやってないところもあるんでしょうと言うてるんですよ。私、町長の考えを聞いているわけ、この議案を出された。経堂課長の気持ちというのは聞いてないんですよ。町長がどのような考えでこの改正案を出されたのか。ほかのことは、住民負担を求めてですよ、6万8,000円ぐらいの報酬の値上げでですね、まずこの改正案を出されるというのは、私は理解できない。それを町長にお尋ねしてるわけですから。

○議 長

はい、町長。

○町 長

森田議員のおっしゃってることはわかりましたが、職員も含めまして、副町長も教育長も、そしてまた議員の皆さんも、私だけがそういうことをするのも、整合性の問題もございまして提案させていただいたと。ほかに他意はございません。

○議 長

森田君。

○ 4 番

整合性なんか別になくてもいいじゃないですか。おのれ自身のことじゃないですか。おのれ自身がどうするかということじゃないですか、町長みずからが。教育長とか副町長は関係ないわけですから。町長が自分の町政運営で住民にいろいろお願いしてること、あるわけじゃないですか。先ほどの農業委員会の報酬のカットも含めて。だから、そういうことも含めて、町長みずからが今まで言ってることを実行するのであれば、こんな提案なんかしないと私は思うんですけど。

○ 議 長

はい、町長。

○ 町 長

しないと思う森田さんの発言は承っておきます。そういうことで、答弁、一応させていただいておりますんで。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

失礼ですね、町長。笑って答弁するなんて。それだけ申し上げておきますわ。私は言うておきます。町長は、おのれに優しくて他人に厳しい。そのことだけ申し上げておきます。

○ 議 長

ほかにございませんか。はい、山口君。

○ 7 番

ちょっと質問にならないかもわからないですけど。

私は、給料上げるのにはもちろん反対ではありません。本来の給料に私は、本来って、4割はもう本則ですから、本来の給料なんですけどもね。もともとその4割カットっていうのは、財政問題を中心に、町長自身の考えでやられた。それはそれで結構なことなんです。

ただね、いつまでもやるっていうのはいかななものか。緊急避難的にやるっていうのが本来の筋です。それ、自分がカットしてるからといって、職員のカットを押しつける、今は管理職だけですけれども、そういうやり方には私は断固反対の立場をとってます。

ちなみに言っときますけど、先ごろ選挙が終わった葛城市の市長がかわりましたね。今、森田議員からもありましたけど、あれ、市長、50%カットを公約して選挙に出られて、当選されたようです。それだけで当選したというわけ

じゃないですけども。そのときに、じゃあ、葛城市の副市長や教育長が給料カットされたというのは、私はニュースでは聞いてませんから、多分町長御自身だけだと思う。

だから、これはもうね、政治的な判断ですよ。だから、今、森田議員からもありましたけどね、政治的な判断ですから、そこで町長がどう考えるかなんですよ。だから、この6万8,000円が高いとか安いとか、もらうのがけしからんとか、そういうことじゃなくって、町長の政治姿勢としてどうかということが問われてるというふうに私は思ってるんです。私は上げるべきだと思ってますから、そうなんですけど、だから、今聞かれてるのは政治姿勢ですから、そこについて整合性がとれてないんじゃないかということなんでね、そこについてのやっぱりね、御自身の政治的な考えとかですね、町長としての考えは、私は住民の皆さんにしっかりと発信すべきだというふうに思いますけどね。

例えば、これ、じゃあ、住民説明会で今のことを聞かれたら、「ああ、整合性がとれないからだ」って、それで済みますかね。私はちょっと違うんじゃないかと思うんで、その点、もう一度、さっきおっしゃったことと全く一緒のことをおっしゃってもらっても結構ですけども、私の今の質問に対する答弁としてどういうふうにお答えになられるのか、ちょっと町長の政治姿勢も含めて聞かせていただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

○議長

はい、町長。

○町長

森田議員にお答えしたとおり、ほかとの整合性の問題で、私が4割カットしてるのは別の話で、4割カットしてるのは、当時の議員の皆さんの賛成によりまして本則になっただけでありまして、私の本意ではなかったと思っております。

発言する者あり

○議長

静かに。

○町長

おりますよ。だけど、皆さん方が「4割カットで頑張りなさい」という声援をいただいたということで、私は今でもそれを踏襲しているということでございます。

今度の改定につきましては、もとの、基礎の分でございますので、それにつ

きましては、ほかとの整合性がございますので、そのようにさせていただくと、こういうことでございます。別に政治的な判断も何も、もってそういうことを考えたわけじゃございません。

○議長

山口君。

○7番

ちょっと今の言葉は、本意でなかったっていうのはどうかと思いますけれども、要するに、時限にしたかったけども、本則を変えられたのは本意でなかった、そういうことですか。ここは、だって、町長自身が4割カット、自分で御提案されてですね、議会の中で、いや、そこまでおっしゃるんだったら、じゃあ、本則も変えたらどうですか。なぜそうなったかというのと、本則を変えてなければ、基本的に、退職金の問題もありますし、年数、あのときは限られたかどうかちょっと覚えてないですけども、その辺の、まあまあ、古い話ですから、議論するわけじゃないですけども、本意でなかったっていうのは、私はちょっと、御自身が提案されたのに本意でなかったと。ただ、本則で変わったから、そこは本意でなかった、そういうことですか。そこだけちょっと確認させてください。

○議長

町長。

○町長

情勢を見てですね、やっぱりカットというものは、情勢を見て変えられるかなと思っておりましたが、当時の議論といたしましては、議員のほうから、暫定であるならボーナスにも影響しないし、退職金にも影響しないと、町民が見たら非常にわかりにくいと、だから本則にして、給料だけでなし、ボーナスも退職金も全部4割カットにしたほうがいいんじゃないですかという御提案をいただきましたね。それで、皆さんの賛成を得て、本則で4割カットが実現したと、こういうことでございます。

私はそこまでね、考えてなかった。そういう意味では、決まった瞬間はですね、本意でなかったと申しましたけども、その後、私は、閉会の挨拶かどっかで、「議会の皆さんから非常なる声援をいただいて、岩崎万勉町長、頑張りなさいという声援をいただいた、そのことを胸にですね、しっかり励ましをいただきましたんで、しっかり頑張っていきます」ということで、今は納得して、十分納得して職務に当たらせていただいているということで、答弁とさせていただきます。

○議長

山口君。

○ 7 番

本則を変えようが何しようが、提案するのは、町長が首長として議会に提案すれば、それを議員がどう判断するかは、それぞれのときによって違いますが、私はね、本意でなかったっていうふうにおっしゃるんだったら、当然、財政が平成22年ぐらいに黒字になったときにですね、全額、当時の、4割カットする前の本則に戻すかどうかは別にしてですね、一定町長がみずから、ある程度はやっぱり仕事するためには大事なんだということですね、戻すという、そういう選択肢もあったわけです。それを、あったにもかかわらず、「いや、これはいくんだ」という決意であればね、「本意でなかった」という言葉が、私は出るというのはちょっといかがなものか。

いや、もちろんね、その当時のことを言ってるんだって、こうおっしゃるんだけど、そのことによって、じゃあ、あなた自身の給料何ぼ、私は下げてもらっても、御自身がされることにとにかくは言いませんが、そのことを理由にね、職員の皆さんの給料も下げてるわけじゃないですか。今はあれですけども、この間、下げてきたりしたわけじゃないですか。それがやっぱりね、私はちょっと違うというふうに思いますんで。

いや、もう別に答弁は結構ですよ。そこんところはね、もうちょっと私は、自分自身の決断なら自分自身の決断であって、それを職員に押しつけるような真似は、私はすべきでない。ちょっと議論が議案とはそれてしまいましたけど、そういうふうに思ってますので、そのことだけは指摘しておきます。

○ 議 長

はい、町長。

○ 町 長

言葉がちょっと、本意でなかったというのはですね、私が当初思ってた、当面の間、暫定的にこういう4割カットをすると、暫定的にするというふうに思ってたのが恒久的になったことが私の思いと違ったという意味で申しました。

ただ、決まった以上、決まった以上ですね、これは議会の皆さんが決めていただいたことですから、それは、一つは議会の皆さんの励ましの言葉だというふうに思って、今も引き続きそれを励みとして頑張っていると。当初の、私がみずから4割カットを申し出たのは、やはりこの厳しい状況の中で、いろいろ皆さん、町民の皆さんにも多少の、多少という言葉がいいかどうかわかりませんが、御負担もお願いし、そしてまた、さまざまな行き過ぎた、身の丈を超えた行政サービスについても一部カットさせていただくという中で、その前に、まず最初に、私自身が範を示す必要があるということで3月議会、当選させて

いただいて1月31日からの任期でございますが、3月の一番早い時期に提案させていただいたということでございます。やっぱりトップたる者がみずから範を示すということは、私は大切だと思っておりますし、今もそのことには変わりはありません。

しかし、今度のこの改定につきましては、ただ皆さんと、やっぱりそれは足並みをそろえとかんとおかしいんじゃないかと、ただそれだけのことでございまして、6万8,000円上げるのはもったいないということはわかりますけれども、全体を見て御判断いただきたいなど、このように思うわけでございます。

○議長

馬本君。

○12番

この件と違うねけど、山口君が話した件やけど、たしか私、その中におりました。町長は、たしか公約されたとおり減給すると、給料を減給するというところで、町長が議案を出していただいて、それはね、町長が任期期間中ということ、今、議会議員がやってるように、そういうふうに時限立法つきで出されたとは私は記憶してますよ。そこで、ある議員から修正案が出て、これは恒久的に本則とすべきやということで現在のカットになったというふうに、私の記憶は間違っていないと思いますよ。たしかそうですよ。町長は時限立法で提案され、しかし、それではおかしいと、本則として4割カットすべき、そのまま本則とすべきということで、ある議員さんから修正案が出されて今の過程に至ったということで記憶しております。そういうことです。

この件とは別の件で、この議案とは違うんですけど、町長をフォローしてる問題でも何でもなし。事実あったことをここで発言してることだけでございしますので、その点だけ申し述べておきます。

○議長

森田君。

○4番

町長からね、たびたび40%カットという話になってるんです。私、議員になったのは19年5月なんですね。そのときはもう本則で変わってるわけですから、その40%を今までずっと引きずってること自身が、私、おかしいんじゃないかと。本則で変わってるわけですから。町長の給料、報酬は幾らって決まってるわけですから。なぜそんな今まで、今、ずっとですね、40%カットカットって出てくるんですか。次の新しい町長になっても、今の給料で来るんでしょう、条例が改正されない限り。なぜその40%、40%、引きずってるのか、私には理解できない。そのことだけ申し上げておきます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案3件に対する質疑を終結いたします。

これより議案第48号に対する討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして、これより議案第49号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして、これより議案第50号に対する討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第19 議案第51号 平群町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

議案第51号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

大分詳しく概要をつくってもらってるんですが、まず最初ですね、延滞金に係るところで、こんな例っていうのは通常からしょっちゅうあるんですか。その点、どうですかね。

○議 長

税務課長。

○税務課長

この延滞金につきましては、最高裁の判例等によってできたものでありまして、これについては、所得税では相続税に対する判例でありますので、町民税

に対してはこういう例は余りありません。

○議 長

山口君。

○7 番

あと、医療費でね、医療費控除の関係で、簡単に言うと、売薬も含めて一定の医者等の関与、健診を受けるとか、そういうことも含めて、健診を受けた結果であれば、医薬品、売薬についても税控除が受けられるということなんですけども、ここの概要のほうの5ページのところでね、これ、多分本人の場合だと思うんですが、左側、控除限度額が最高で8万8,000円、10万円から1万2,000円引いた金額。ただ、医療費控除との併用は不可っていうことになったら、じゃあ、医療費で例えばお医者さんにかかってて、本人が払う医療費が10万とかになってきて、控除の対象になったとすればね、これ、受けられないということでしょう。それやったらあんまり意味ないんじゃないかなというふうにも思うのと、もう一つ、この右側に医療費控除（現行）でずっと書いてて、最高で200万って書いてんねんけど、これはどういう意味なのかな。その辺、もう少し詳しく説明してもらえ。

それと、もう一つは、どういう、はっきり言って、こういう人が対象になるって例を挙げてもらえませんか。そうでないと全然わからへんねんね。

ほんで、これ、施行期日が平成30年の1月1日やから、今度の、ことしの確定申告っていうか、今期の確定申告では間に合わんし、来年も間に合わんし、再来年でしょう。もう忘れたころになるんかなと思うんやけど。ちょっとその辺、最初、どういう人になるかっていうのは、ちょっと例を挙げて説明してただけませんか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

今申しましたように、今回の対象になるスイッチO T C医薬品、これについても従来の医療費控除の対象というようなことになるということでもあります。

それと、具体的な対象薬品の例といたしましては、風邪薬、それと胃腸薬、鼻炎用内服液、水虫・たむし用薬、肩凝り・腰痛・関節痛の貼付薬等で、具体名といたしましては、コンタック鼻炎Zとかルミフェン、ロキソニンSとかの解熱鎮痛剤、またガスター10の胃腸薬とか、ダマリンL、水虫薬というようなことで、該当するようになります。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第51号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決
しました。

続きまして

日程第20 議案第52号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第52号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

さっき聞いたらよかったんやけど、ちょっと聞き忘れたんで、ここで同じの
出てるから、特例適用利子、特例適用配当、私、こういうこと一切やってない
んで、これ、簡単に説明してもらわれへん。

○議 長

税務課長。

○税務課長

特例適用利子、特例適用配当とはということですが、これについては、日本国内の居住者が支払いを受ける事業所得のうち、外国において設立された団体の所得として取り扱われる特定事業に係る利子及び配当所得というふうになってます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第52号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時58分)

再 開 (午後 1時31分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

日程第21 議案第53号 平成28年度平群町一般会計補正予算(第3号)
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第53号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

すみません。早速ですが、14ページの臨時福祉給付金事業につきまして御質問、御確認をさせていただきたいと思っております。

説明資料3ページ、4ページ、大変わかりやすい資料をおつけをいただいておりますが、今回の計上は平成28年度の臨時福祉給付金ということで、未来への投資を実現する経済対策分ではありますが、消費税の引き上げに際して、低所得の住民の皆さん、非課税の皆様への適切な配慮を実施することが目的でありまして、ここにも書かれてますように、対象者は、平成28年1月1日時点で平群町に住所を有して、この28年度分の住民税非課税の方、対象者3,200名が対象で、1人につき1万5,000円が支給されるというものの事業であります。今回、本来でありましたら、給付見込み総額が1万5,000円掛ける3,200ですから4,800万と事業費が555万で5,355万円の補正予算を計上すべきところが、今年度実施をされました、説明の下にも書かれておりますが、高齢者向けの給付金と臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金、この三つの給付金の執行残見込み額として3,939万円が出たということで、その差し引きをされて1,623万7,000円の予算計上をされたものであります。

今回のこの三つの給付において3,939万円の執行残が出た理由につきましてお尋ねをさせていただきたいと思っております。それぞれの対象人数と申請人数、また申請率について、まず教えていただきたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

まず、この執行残が出たということでございます。三つの給付金がございます。

した。高齢者向け給付金、それから臨時福祉給付金はほぼ見込み数と、当初見込んでいた数と変わりありませんでしたが、障害・遺族年金受給者向けの給付金が、ここに77人と、3ページのところに77人と記載しておりますが、当初見込んでおいたのが1,300人でございます。これは、年金機構からその人数が、当初、予算を立てるときに出てこなかったもので、何人ぐらいを想定するかということ、他市の人口割等を参考にして出した数字が、当初見込んでおいたのが1,300人と。結果として77人ですから、ここで大幅に見込み違いがあったということでございます。

それから、実績でございます。高齢者向け給付金、4ページを見ていただきたいんですけども、高齢者向け給付金でございます。これは、対象者1,662人に対しまして給付が1,584人、95.36%でございます。

次に臨時福祉給付金、対象者3,124人で給付が2,782人、89.05%です。

次に障害・遺族年金受給者向け給付金、対象者が77名、給付が67人、87.01%でございます。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございました。

障害・遺族年金のほうの対象者1,300人と、年金機構からのそういうもので、なかなかこれは見込み数を想定されるのは大変難しいですが、大変大きな差異があったということでもわかりました。

そしてですね、臨時福祉給付金ですが、この28年度分の住民税非課税の、この3,000円の分に関して、89.05%ということ、少し低いかなど思うんですが、今までもいろんな給付金が出て、大変福祉課の担当窓口のほうでは、何ていうんですかね、申請率の向上に対して取り組みをさせていただいていると思うんですね。申請期間、全て3カ月間でありますね。今回のここに書かれてます分も3,000円で、11月30日に締め切られたと思うんですが、こういうものとかに対する、申請率向上に対するお取り組み等がありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

申請率の向上でございます。これにつきましては、広報の案内、それからホームページの案内、国においてもテレビ等で啓発をしているわけでございます

が、それとあわせて、国からのチラシ折り込みっていうのも出てまいります。これも折り込みをしております。それから、催告の案内をしております。そういったところで、できるだけ皆様に受給していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

国の事業ですので、全体的に、日本全国で取り組まれてますのであれですが、催告も平群町としてはしていただいているという御答弁で今ありました。3,000円という金額の低さもあるかもわかりませんが、今回、次は1万5,000円等々になりますので、その点もできるだけ申請率、お忘れで日にちが間に合わなかったということのないように、今回の予算計上された分につきましても、丁寧な御対応をお願いしたいと思えます。

それから、給付金事業のここにスケジュールも書かれておりますが、再度ちょっと御確認させていただきたいことと、スケジュールですね。

それと、周知方法ですね。前回も申し述べましたが、今回も、28年1月1日現在で平群町に住所を有してる者っていうことですので、それ以降に引っ越しされてこられた方等は、大変そういう、私も御相談を受けたりしますので、それ以降は前住所であるというような記載のほうも必ずしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

できるだけ受給のほうを勧奨していくということでございます。28年1月1日以降に平群町に住所を有した方は前住所ということで、これも周知のほうをしていきたいと思っております。

また、先ほど申し上げましたが、広報の案内、それから催告等も従前どおり今回も遅滞なくやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをします。

○議長

窪君。

○10番

最後ですが、受け付けが、申請書を対象者3,200名に来年の2月末で送付されると。受け付けが3月から6月初日までの3カ月であると。また、支給が4月下旬からということでもありますので、しっかりと丁寧な対応をお願いし

ておきたいと思います。

以上です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

スケジュールどおりですね、1月で広報の案内、2月号でもまた広報の案内をしていきます。3月には全戸のチラシの折り込みもやっていきます。4月、5月については催告等々も実施をしていきたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長

ほかにございませんか。植田君。

○6番

13ページの扶助費のところでは少しお聞きをしたいんですが、介護・訓練等給付費ですね、障害者福祉費の部分なんですが、2,200万円の増加、それから障害児施設給付等でも600万円と。提案理由の中では対象者の増加ということで書かれているんですけども、当初どれぐらいの人数を見込んでいて、実際、今回増加、対象者がふえたということは何人ふえたのか、その要因ですね。途中からふえるということですから、どういう要因、原因でその対象者の方がふえたのか、そこら辺のところを少し御説明いただけますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

障がい者の介護・訓練等給付、それから障害児施設給付事業というところでの増加でございます。これにつきましては、まず、予算の組み方がですね、28年度予算は27年度の半年、4月から9月までの実績に基づいて、それをですね、28年度予算に反映しているということでございます。今回補正させていただく分については、それよりふえているということでございます。

ふえている要因ですけども、人数でふえているというのは、介護・訓練等給付でいいましたら就労移行支援、これが、利用者数が伸びております。A型でしたら2人の増、それから、B型でしたら当初よりも6人増と、こういったところがございます。また、居宅介護、それから行動援護、同行援護につきましては、利用者1人当たりの利用時間がふえていると、こういったところがございます。あと、この介護・訓練等給付の中でもいろいろメニューがあるんですが、主にはそういった人数と1人当たりの利用時間が伸びていると、こういったところでございます。

次に、障害児施設給付でございます。これにつきましては、放課後等デイサービス、これがですね、当初のときよりも7人増加していると、これが主な要因でございます。

次に、育成医療でございますが、これにつきましては、当初2人を見込んでおりましたが、利用者がふえたと、4人になっていると、こういったところでの増加分でございます。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○6 番

今の説明でいきますと、障がい者の人数、実人数がふえたっていうのではなくって、訓練給付のほうを受ける人が障がい者の中からふえたという、それと、あと、1人当たりの、言うたら、在宅に係る、介護に係るところがふえたということで、実際の実人数がふえたというのではないわけですね。そういう理解でよろしいんですね。だから、平群町に、まあ言うたら、障がい者の方が50人いらっしやっただとして、その人数が10人ふえたとか、そういうことではないっていうふうに、今の説明を受けて私は理解したんですが、そういう理解でいいのかどうかということですね。

それと、施設給付が7人増加っていうふうに今おっしゃったんやけども、それは、小学校の部分で、今まで受けていなかった子どもたちが受けるようになったという、その放課後デイをね、受けるようになったっていう、そういう要因ってどういうところで、どういうことがその中で受けるようになったかっていうところ辺はつかんでおられますか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

まず、介護・訓練等給付のほうですが、これは、サービスの利用者が、先ほど言いましたように、就労のAであったりBであったりっていうのは、利用者がふえたっていうことでございます。あと、居宅介護であったり行動・同行援護等は、これは人数じゃなしに利用時間が伸びたということでございます。

それから、放課後等デイでございますが、これにつきましては、平群町にはこの事業所がないわけですが、主に王寺、三郷、生駒の事業所を、サービスを利用されているということでございます。これにつきましては、これはどういうものかといいますと、障がいのある小・中・高校生が放課後であったり、それから夏休み等の長期期間に生活訓練をしてもらうっていうことで、そういっ

たところで特に小学生等がふえたというふうに理解しているところでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

全体的なことなんですけどね、この予算の歳入のところを見た場合ですね、一般財源が、例のし尿の引き抜きとか、それは先延ばしになるわけなんですけどね、繰入金を入れたら、7, 200万ほどかかっているんですよ。町財政が厳しい状況は、これを改善しないと、私、だめじゃないかなと思うんですよ。その辺はきっちりやってもらわないと、議員は執行権ないわけですから。ですね。これを見たら6, 100万と、引き抜きとか何かあると、7, 200万が一般財源出てるわけです。そのうち、人件費とか償還金とかいうのがあるわけなんですけども。その辺はきっちりですね、本当にけちっていくことを考えてくれないと、本当に大変なことになる。

それとですね、先ほど窪議員から質問あったんですけども、国からの温かい補助、これは本当にありがたい。行政も議員もですね、困っている人に手出しするのは本当にいいことだと思うんですけど、見てください、この比率。住民の4人に1人ですよ、これ。住民の4人に1人がこの恩恵を受けてるわけじゃないですか。小学生とか全部、幼い子どもも入れてですね、じゃないですかね、この人数を足すと。これ、本当にですね、これは、お金はありがたいことなんだけど、本当にこれは、町としてですね、将来の未来にですね、こういう人たちがふえてもらったらって表現よくないんですけども、本当にこれ、何ぼやっても財政が健全化しない一つの要因じゃないかなと私は思いますよ。

それでですね、あわせてですね、今回ですね、運転免許自主返納された方の金額を5, 000円掛ける30人ですかね、15万。こんなやる必要あるんですか、町長。典型的な個人給付じゃないですか、町長の一番嫌いな。本当に財政が厳しければ、本当に1円の金もけちらないと。これ、全然補助金も出ないわけじゃないですか。こんなことをしていると、何ぼ頑張っても、町財政、私はよくならないと思いますよ。

それは申し上げて、債務負担行為が出てるんですけども、これの執行額が出てないんですけども、これはどういうことでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

債務負担行為につきましては、議案書にありますように、情報機器のリプレ

イス料っていうことで上げてます。これにつきましては、実際に入札執行のほうを今年度にして、今年度中には契約したいなっていうふうに思ってるんですけども、実際にリース料という形になってきますんで、実質支出は29年度からの支出になるというふうなことで、支出のほうには入れておりません。債務負担行為のみっていうことにしています。

○議 長

森田君。

○4 番

それであれば、別に今議会じゃなくてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、それは申し上げておきます。

それとですね、シルバー人材センターの移転についてですね、二、三、質問したいんですけども、この土地を選定された理由は、どういうことで選定されたのか。これは町有地ですね、市街化区域ですから、売れる土地だと思うんですね、値段さえ合えば。なぜここを選ばれたのか。市街化調整地域であれば、売れない土地なんです、一般的に市街化を抑制する地域なわけですから。それ、なぜここを選ばれたのかお答えください。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

下垣内を選定、なぜしたのかということでございます。シルバー人材センターは、御存じのように駅周絡みで、もう早々に移転しなければいけないっていうのは、もう以前からの話でございます。当初、西小学校でっていう話も去年にさせていただいたところですが、シルバー人材センターといろいろ話しする中で、シルバー人材センターからは、交通手段の利便性のよい場所であるというのが希望でございました。平群町としてもいろいろ考えて、交通手段、それから、現在の場所からさほど離れていない場所等々を総合的に判断いたしまして、下垣内の町有地を提案したということでございます。

また、これをもってシルバー人材センターもそれでよしと、合意に至ったと、こういった経過でその下垣内の土地を選定したということでございます。

○議 長

森田君。

○4 番

私は短絡的だと思うんですよね、ここの土地を選ばれたというのは。これ、鑑定で幾らになってるんですかね。わかれば教えてくださいということと、それと、リサイクルセンターがですね、今のところ、横に入ってるわけなんです

けども、その話が一向に出てこない。これ、先般の駅周の会議のときでも、こんな話が出てくればわかるんですが、ある議員からもシルバー人材センターについては質問も、ほかのどこであったと思うんですけども、その辺の考えはどうなってるのか、リサイクルセンター。

それと、売ったときに売れる金額は、幾らで金額算出されたのか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

下垣内の土地の鑑定価格でございます。1,509万円でございます。

「リサイクルセンター」の声あり

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

リサイクル館の行き先といいますか、件ですが、町の施設、あいてる施設の利活用というところで、今現在考えておりますが、まだちょっと最終的には決まっております。

○議長

森田君。

○4番

決まってないってどういうことなんですか。片一方は移転すると言うてるわけでしょう。駅周の絡みで、来年度の4月か5月ぐらいに移転しないと駅周事業は完成しないじゃないですか。ある程度案が出てるんでしょう。唐突にこんななん出るんじゃないですか。これ、1,500万、逆に言えば、売れば1,500万、町に入ってくるわけじゃないですか。1,500万か1,200万なのか知らんですけども。こんなええ土地ね、無償貸与になるわけでしょう、シルバー人材センターの。上物はどのような考え方になってるんですか。

ほんで、利便性というたら、車を運転してるんでしょう、みんな、来られてる方は、バイクとか。その辺はどうなってるんですか。全然わかりませんね、これは。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

まず、会員さんの交通手段でございます。ほとんどが、議員おっしゃったように車でございます。ただ、自転車であったり徒歩という方が21名いらっしゃるってことでございます。会員さん全体で、当初、平成22年当時でしたら130名を超えておりましたが、今現在111名っていう、そういったところでございます。その中で、男性の方が半数以上、86名、女性が25名と、こういった会員構成でされております。そういった方がそういった交通手段で行かれるということでございます。

上物でございます。上物につきましては、これはシルバー人材センターが建てていただくと。町はその土地を、整地はしますけども、その土地を借地していただくと、つまり町には一定借地料をいただくと、こういったことになっております。上物につきましては、シルバー人材センターが建てていただくということで、直接こちらが関与はしておりませんが、聞き及んでるところによりますと、3間10間の平屋っていうふうには聞いております。それをプレハブで建てると、そういうふうには聞いているところでございます。

○議長

森田君。

○4番

リサイクルセンターはどのようにしていこうとしてるんですか。わかれば。わからないんですか。そんなことを、そんな、片一方が移転することが決まって、片一方は決まってないって、議会として採決にどう判断していいかわからないじゃないですか。町長、どう思ってますんですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

現在ある施設ということで、一応予定しておりますが、そのところが調整区域ですんで、その辺のところ、関係するところに協議とか、手続の関係、地域の方との話もまだできておりませんので、その辺でちょっと、今回のところは回答とさせていただきます。

○議長

森田君。

○4番

いろいろあろうかと思うんですけどね、今のリサイクルセンターのあり方そのものもやはり検討しないといけないんじゃないかと私は思うんですよね、利用率からしても。今、そういう業者さんも結構いらっしゃいますし、そういうことも検討していただきたい。

私は、この委員会があればですね、もっと提案はできたと思うんですよ。中央公園の前ですね、資機材置き場、半分ぐらい使ってませんよ。調整地域であれば、町の施設であれば、調整地域に建てれるわけじゃないですか。無償で何十年間か貸してる土地が、無償で貸してるわけでしょう。この際ですね、町が使うということは、いい機会じゃないですか、そういうことも。町長、その辺のことを考えておられるんですか、本当に地に足をつけたことを。これはですね、売れる、1, 500万、財政が、要するにあぶく銭と言うたら表現よくはないんですけど、お金が入ってくるわけじゃないですか。調整地域、あれ、普通は買いません。買いません、大体調整地域の資機材置き場なんて、誰が考えても。そういうところを利活用すべきだと思うんです。中央公園の前であればですね、広い道路ですし、歩いても行けますし、コミバスも通ってますから。そういうこともやっぱり頭に入れてですね、行政していただかないといけないんじゃないかなと思うんですよ。

こんなん、委員会であれば、私、もっといろいろなことを提案できたと思う、ほかの議員の方も提案できたと思うんですよ。こんなことしてたら、調整地域の町有地の処分はできませんで。それはもう、逆に言えば、議会軽視、議員軽視と言われても仕方ないと私は思うんですよ。もっと事前にですね、駅周の移転が決まってるわけですから、事前にこんな話、してもらわな困るわけじゃないですか、議員に。説明責任、さっきも町長、説明責任、説明責任、おっしゃってるんだけど、全然私には説明責任を果たしてるというふうには思えない。町長、答えるなら答えてくださいよ。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

シルバー人材センターの移転先につきましては、いろんな考え方があると思うんですけども、やはり平群町の高齢の方が就労を通じて社会参加をしていただくと、こういったところでございます。これを、将来的に継続的にやっていくということを考えれば、やっぱり一定交通の利便性っていうところもあるのかなっていうふうに考えております。

近隣でいいますと三郷町、三郷町は役場からちょっと二、三百メートル離れますけども、それも、高架下からすぐのところの交通の利便のいいところです。王寺も道路の横で、場所のいいところに立地をしております。河合にしたって、それぞれがやはり高齢の方が行きやすい場所っていうのを一定整えているっていう現状もございます。平群町についても、高齢者の方が将来的にそこで頑張っていただけると、そういうことも願ってですね、一定あの土地を提案したと。

それです、やっぱりシルバー人材センターも、当初、西小学校ではかなりな、どうかというクエスチョンマークがついてたわけですが、下垣内のあの土地であったら国道沿いと、利便性っていうところもですね、御理解いただいて、将来的にこの土地でしっかりやっ払いこうと、そういったことで合意に至っているっていうところでございますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

森田君。

○4 番

私も言いたくなかったんだけどね、選択肢、今の話やったら、西小学校と下垣内しか検討してないということじゃないですか、今言うてるんであれば。もっと多角的に検討すべきじゃないかということ、私、申し上げてるわけですよ。中央公園の前なんてそんなに、バス通ってるし、下垣内より便利いいですよ。道路も広いし、あそこ、前。中央公園もあるわけですから、あそこの草刈りも地域振興センターを通じてシルバー人材センターがやってるんじゃないですか、一部。だから、そういうことをやはり検討してほしい。何か短絡的な発想じゃないかなというふうに思いますよ。それは申し上げておきます。

○議 長

山口君。

○7 番

シルバー人材センター、僕も森田議員の言うとおりにやと思うんですよ。唐突に出てくるっていうのはいかがなものか。ましてやこの土地、平成25年からネット公売かけてるわけでしょう。何回かかけて、全然売れなかって、残った、たまたま残ってたわけじゃないですか。もう売れてたら全然使える予定にもならないところでしょう。細長い地形ですから、金額が1,509万っておっしゃったっけ。そしたら、これ、貸すわけでしょう。地代、年間2%で30万。ほんで、今回800万、お金で整地する。何年かかりますか、30万ずつで。26年。どんな計算なん。26年かかって整地分が返ってくるということですよ。

いや、僕は別に売るほうがええとかいう、あかんとかいうことを言ってるんじゃないかって、政策的にどうかということですよ。さあ、金がないから、もうどんどんどんどん平群町の町有地は売るんだと。ほんで、最も売れやすいところはもうすぐ売れましたわね。あと、なかなか売れにくいところ残ってる。この間、ずっとやって、結局公売では1回も売れてないでしょう。それだけ人気がないわけですよ。売れたのは、血縁というか、地縁の関係で1筆、椿井で売れたっ

ていうのは、6月議会か9月議会でもありましたけど、今回、あと2筆も売れないわけでしょう、吉新の土地もずっと公売出しても。そこを使わずにここを使うということになるんですけど、だから、その政策転換っていうのはどうして出てきたわけ。土地売らんとやっていかれへんって言ってて、残ってるから使いますわと。そやけど、一方で、今、森田議員もあつたけど、西小学校も南保育園跡も、両方ともほったらかしじゃないですか。いろいろ、そら、考えておられるんでしょうけども、なかなか難しいんでしょうけども。もう一つ、若井の同和対策事業で残った、地区改で残った、残ったというか、資材置き場で無償で貸してるあれだって、私も10年前に質問何回かしてますけど、それもあんまり解決してないじゃないですか。結局やりやすいところだけやる、そういうやり方、それと、行き当たりばったりって言われても仕方ないと思いますよ。結局、売ろうとして売れなかって、残ったから使いますと。たまたま时期的に、ことしまで売りに出してたんですよ。1月に売りに出してたでしょう、ヤフーで。たまたま売れへんかったからって、そこはどういうふうに考えてんの。

これはもうあれやね、政策的な問題やから、そっちで答えてもらわないと、福祉課なんか全然関係ないよ。でしょう。第一、福祉課長、答弁だって、そんなん、はっきり言って福祉課長が決めたわけでもないやろうしやね、政策的に決まったわけだから、そっちでどういうふうに、結局行き当たりばったりなんですか。それは認めますか。その点、どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。全体的なことということで、私のほうから御答弁申し上げます。

まず、この当該物件の下垣内の物件でございますが、確かに御指摘のように、平成25年の9月から今年の2月まで公売かけておりました。回数にいたしまして9回の公売で、残念ながら売り手が見つからなかった物件でございます。金額的には先ほど申し上げたような金額で、一応公売はしたというところでございます。

町といたしましても、一定こういうふうな厳しい財政状況の中で、使っていない公有財産についてはなるべく売却をして、利活用を図っていくというのが基本的な方針であることは変わりはありません。

ただ、今回の場合、シルバー人材センターということで、ある程度公的な要素の強いような団体が、今現在、駅周事業の関係で一定、今の現状の事務所に

入居されておられると。当然、事業の推進によって、その場所を明け渡すとい
うか、出て行って、新たな事務所地をつくらなければならないということ
でございました。

当初、今の担当課長の説明の中でも何回かございましたが、当初、西小学校
の跡地利用の中で、こういうふうなシルバー人材センターも活用してはどうか
というふうなプランも確かにございました。その件につきましては、27年の
6月に全協を開催させていただいたときに、御説明も申し上げたところでござ
います。

ただ、そこから以降の話でございますが、当然西小学校では、先ほど担当課
長が申し上げたように、利用される大半の方が高齢者の方やということと、当
然車に乗られる方もたくさんいらっしゃると思いますけども、そういうふう
な全体的な利便性なり、場所の位置づけっていうものを考えた上で、ある程度
利便性のいい、町の全域でいいましたら、ある程度中心部にあるようなところ
のほうが使いやすいというふうな意向も含めて、いわゆるシルバー人材センタ
ーの意向も含めて、この土地でというふうなことで打診があったわけござい
ますので、あとは、俗に言う高齢者の就労支援という部分での一つの町の政策
として、あの場所で使っていただくのがよいのであろうというふうな判断のも
と、今回の補正に至ったようなところでございます。

る議員の皆様方から御指摘いただいているように、確かに町有地、ここ以外
にも調整区域等々でたくさんの町有地ございます。そこを一定検討しながら活
用してはというふうなことも十分理解はさせていただいておりますし、承知は
しておるところなんですけども、ただ、シルバー人材センターというのは公益
社団法人でございますが、いわゆる行政ではございませんので、実際にその団
体が調整区域の中で自社の事務所を建てるということが、なかなかやっぱりハ
ードルの高いようなことも、都市計画であったり、建築基準の中でもあるとい
うふうに考えておりますので、そういう面では一番利用のしやすいこの物件、
ここは市街化区域でございますので、そういうふうな法的な規制もクリアでき
るのではないかというふうなことで、この場所を選定したというところでござ
います。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

どっちにしたって行き当たりばったりやわね。

それとね、今、鑑定が、これ、去年の鑑定やと思うけど、1, 509万円っ

ということですけどね、これ、800万円突っ込むわけでしょう。いや、そのとおりにいくか、もっと安くなんのか、それはわかりませんが、整地するわけでしょう。そうなったときのあれはどうなるわけ、そのときの地価の、要するに値打ちは変わるわけでしょう。もともと何も整地せんと1,509万円で売るつもりやったわけでしょう、最低価格ですけど。そこはどうなるわけ。どういうふうに計算するわけ。地代、これが通ったら、もうそのまま貸すわけでしょう。来年度から地代が発生するわけやんか。そこはどう計算するんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございます。

確かにおっしゃるように、今現在、土地の価格というのが1,509万円、今回補正で計上させていただいてる工事費、測量等の費用も含めまして800万ですので、ざっくり2,300万ぐらいの、土地も含めての投資ということになります。

当然、普通に考えましたら、一定、そういうふうな整備をした後の土地の区画という部分で、再度鑑定をとり直しましたら、当然、今現在の評価よりは上昇する要因っていうのは非常に高いと思いますので、一般的には上がるであろうっていうのは、通念的な考え方やと思います。

その上でなんですけども、上がるであろうと。ほんで、次に、この物件の借地という部分でございますが、先ほど、これも担当課長が申し上げたと思いますが、借地ということで評価をするに当たって、借地につきましては、一定条例のほうで定めがございますので、その物件の宅地並み評価の2%というのが借地料となってございます。これも議員、さっきお述べになられたところでございますので、当然整備後、その土地の評価っていうのは、今現在、町有地でございますので、課税等の評価をされておらないということですので、そこは一定、今後、その土地の評価をした上での、適正な評価をした上で借地料を決定をしていくというふうなことになるかというふうに考えております。

○議長

山口君。

○7番

この件はもういいですわ。

それから、ちょっとあと何点か聞きますけど、マイナンバーで211万、もともと当初予算で152万5,000円やったのが、このマイナンバーっていうのは本当に金食うなというふうに思うんですけど、何でこんなちょちょこ、

国のほうで決まって出すんだけど、これ、ほとんど国庫補助ないですよ。これ、あれですか、交付税算入とかそんなん、あるんですかね、今度の補正211万については。

○議長

はい、北樋口参事。

○住民生活課参事（北樋口政弘）

山口議員さんの御質問にお答えします。

まず、今回のですね、総計、補正予算211万円でございます。そのうちのですね、18万4,000円の部分に関しましては、国のほうのソフトウェア、要は機械の整備代です。こちらのほうは国庫補助のほうで歳入がございます。そして、残りのですね、今回192万6,000円に関しましては、こちらのほうは一応普通交付税のほうで算入がされる予定でございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

全額されるということですか。

「はい」の声あり

○7番

はい。もうこれ、また1回、どっかで出してほしいんやけど、ちょっとね、マイナンバー、こんなん、やってもやらんでもええようなやつをね、どっかの企業の金もうけのために国もいっぱいやってるんだけど、兆の金使ってるみたいですけども、本当に迷惑な話やというふうに、これはひとり言です。

それからですね、国土調査費の上庄の東側、もともと企業誘致をしようとしていたところのもうちょっと南かどっか、あの辺でしようけども、これはもともと予定していたんですか、その地籍調査については。ことしと来年、2年度っていう話、来年と再来年の2年度か。何かそういう説明でしたけども、それはどういう経緯で今回、もともとずっと経年的にやってる予定でここになるのか、その点はどうかということと、それから、今後、あと残ってるのはどこが残ってるのか、その辺についても簡単に説明いただけますか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

この地区につきましては、上庄企業誘致の話があったときに、地籍が混乱してるっていうことで、28年度、29年度、2カ年で入る予定になってます。

それから、今後の予定なんですけども、この上庄地区は28年度、29年度ということで、あと3エリアあるんですけども、それを30年度から37年度について入る予定にしています。まだその地区の内訳につきましては、今後、優先順位をつけて決めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

その企業誘致のときというので、1回どっか決まりかけて、結局だめになったっていうのが、あれ、2年前ぐらいでしたっけ、ありましたよね。その後はもう全然、あれ、奈良県が出してる、何ていうのかな、名前が出てけえへんけど、ボックスみたいな企業誘致のやるところに平群町も参加して、決まりかけたのが1件ありましたね。決まりかけたというか、ちょっと声かかって、あったっていうのが。それ以降はもう全然、何の話もないんですか。その点だけ。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

具体の話は以降ございません。

○議 長

山口君。

○7 番

今回の補正、さっき森田議員もちょっと触れてましたけど、歳出のほうが圧倒的に多くって、基金の取り崩しで均衡を図るということですね。基金、差しかえありましたけど、いつも出してもらってる補正の後ろについでる基金の状況、財政調整基金、ことし3億217万取り崩すと、ほんで、積み立てが4,033万1,000円、差し引き2億6,000万取り崩すという今の見込みですよね。この見込みは赤字ということやね、普通に考えれば。ことしの、まだ今12月ですから、まだ、あと3カ月以上、4カ月、今月も入れたらありますけど、2億6,000万の赤字になると見ているのか。11月に開かれた住民説明会の資料では、2億300万の単年度収支赤字っていうのが数字で出てましたよね。今の見込みは、それと、まだそんなに時間たっていないから、ただ、これ、つくったのは10月か9月かわかりませんが、それでいくとなるんで

すけどね。その点、今、どういうふうに見てますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。

確かに、今おっしゃっていただいた基金の状況を見ていただくと、今年度、取り崩しで3億200万、積み立てで4,030万ということで、かなり過分なというか、多額な取り崩しになってございます。

現在の基金の状況から申し上げましたら、今おっしゃっていただいた数字、当然今後、年度末に向かいますとさまざまな歳入であったりとか歳出がほぼ確定していく状況の中で、28年度の決算に向かっていくわけですが、あくまでも今現在のシミュレーションでは、財政シミュレーションをお示しさせていただいた程度の単年度での赤字っていうのが発生するやろうというふうには考えております。

単年度収支、今年度、28年度については、今現時点で額の多寡を申し上げるとするのはちょっと早計でございますが、財政の方向性としましては、単年度の赤字というのはある程度見込んでおるようところでございます。

○議長

山口君。

○7番

それはええけど、でも、住民説明会でこれ、資料出してるやん。2億300万ってこう、粗い数字やけど出してるわけでしょう。毎年大きく変わるから、ここんどこ何年かはええほうに変わってたから、あれですけど。

いや、それでね、何が言いたいかというのと、さっき森田議員も言ったように、その辺のね、何か本当にね、「金ない、金ない」って言うて、緻密にやってんのかどうかなっていったら、すごい荒っぽいやり方もいっぱいあるしね、その辺で整合性がとれてないように思えて仕方がないですよ。だから、さっきも行き当たりばったりって、言い方悪いけど、そう見えてしまうんですよ。

ほんで、何か長期的計画、長期は無理やろうけど、中期的な計画で、本当ならあんまりぶれずにやんなあかんの、ころころころころぶれるみたいなのもあるし、ほんで、議会に対しても、ここまで説明してくれんのかっていうのがたまにあるかと思うと、さっきのシルバーみたいに全く、去年の6月にやって、それ以降、何の説明もない。西小学校の跡地利用でもそうですわ。だから、そこがね、ほんで、議員が言ったらやるけどみたいな話にどうもなってるやね、とにかく、理事者側として突き進めばね、あとはもうとにかく議会でちょっ

と説明しとけば、もうそれでええねんわってというような、そういうふうに見えてくんねんね。それこそ、英知を集めるということにならんでしょう。そら、嫌なこともいっぱい言われるでしょうけども、そこをやっぱり聞かんとね。

住民説明会でもそうですよ。本当ならもっと小まめにね、住民の声を聞くっていうんだったら、よそでよくやってんのは、それこそ自治会ごとに、例えば小学校区ごとに来てもらって、それこそ町政の説明する、町のほうがええ格好するんじゃないかってね、住民の声を全部そこで聞くと。この前たまたま議会報告会では、議長の企画でですね、半分の時間を、逆に、こちらがしゃべるんじゃないかって、住民に、来られた方に話を聞くっていうふうにしたら、相当やっぱりいろんな声出ましたから。やっぱりそれを全部ね、もちろんやっぺいけるかどうかは別にして、そういうふうにしなとね、もう説明会やっぺいから、何か全部住民には情報を知らしてらんだっていうふうに勝手に思ってるというふうにししか思えない。やっぱりそこはちょっとね、考えてもらわないと。

だから、財政の問題もね、今、軽々に言われへんのはええけど、今、でも、これ、シミュレーション出すということは、今の段階では2億円の赤字になるって言ってるわけじゃないですか、ここで。だから、そう言ったらいいじゃないですか、今、2億円。

ほんで、何で今2億円の赤字になるかっていう、これのバックデータ、僕、前に出してくれって言ったはずですよ。今回も出てないじゃないですか。だから、シミュレーションのバックデータ、出してくださいよ、全部。それをみんなまで分析すればいいじゃないですか。じゃあ、どこをどうするかってことだって、議会で提案できるかわからないじゃないですか。あれ、前、「出します」って言ったと思うんやけどね、3月か6月議会のときに。ちょっと話それましたけどね。

それも含めて、やっぱりもうちょっと考えてもらわないと。だから、「赤字出ることは間違いありません」って言ったって、そんなことで、そんなん、答えになってないと思うんですけどね。きょうはもういいですけど、ちょっとバックデータだけは、これはお願いしておきます。もういいです。

○議長

はい、馬本君。

○12番

僕ね、いろいろ議論、今聞いてたらね、行政、何で守りに入んねん。シルバー人材センター、何でここに決まったんや。何かなしに決まってんちゃうやろう。例えば、いつも予算で説明するように、うちのC型かな、あって、100名を2年かな、切ったら、補助対象の団体ではなくなり、町単2分の1出して、

国が2分の1、五、六百万の金、一千数百万の金で運営をしていただいているわけでしょう。高齢者雇用促進に関する法律もできてるんじゃないかい。

というのは、西小学校の跡地に行くっていったときに、ちょっといろいろ話を聞きました。「歩いてきてるから上まで行かれへんねん」「私、やめざるを得ない」「冬になったら寒いです」「その時間にバスは、行ってる時間、行けないときもあります」。これ、100人切ったらどうするの。町は全部、100%持つんか、一千数百万の金。金の問題違うやろう。法律に基づいて、今まで平群町に貢献していただいた方が、たくさんいろんなところの雇用、就労の支援に、高齢者の支援にするのが、お金の問題じゃなしに、目的はそこにあるんじゃないかい。僕はね、それをはっきり大きな声でね、担当者も言うてほしい。

例えば、ほんなら、これ、唐突に出てきたやないかと。唐突に出てきたんやったら、例えばや、言いまっせ、灰の問題、唐突に出てきたんかいな。2億、3億、4億と言われるお金、住民環境に、住民の生活に大きな支障を来すダイオキシンの3,000ピコ以上。これはね、行政も議会もね、お互いに責任のなすりつけ合いじゃなし、議員も、「こういうこと、あるんじゃないか」と、「こういうふうにしたらどうや」と、いろんなこと言うたらいいんじゃないかい。

また、福祉法人並びに宗教法人、学校法人等、いろんな法人については、調整区域でも、議長、いけるやん。この法人は建てられますか、調整区域に。非常に難しい問題も、俺、あると思う。まして平群町が9回も公売にかけた土地、余ってるんでしょ。そこへ投資されて、雇用促進になって、高齢者が元気でコミュニティーをとれる場所づくりについては、私は大事なこの場所やと思うよ。800万かけて、80%か85%の落札率であっても600万か700万になるんでしょ、恐らく。最低限度額つくるんやからね。そやから、私は自信を持って言うたらいいと思うねん。

例えばや、私もいろいろ議会で提案しました。「南保育所の跡地にシルバー人材センター持っていったらどうですか」という提案もしてるよ、一般質問で。いろんな、言われた方もいてはるやん。いろんなことは、それはな、議会でのいろんな協議、お互いに、ここは言論の府やからな、デモクラシーやから、行政と議会はいろんな議論をすべきやと思う。その場所やから。けども、責任のなすりつけ合いは私はしたくない。そやったら、はっきり言うけど、自分から提案して一般質問したらええのや。それとか、議会のあるたびにいろんなことを言うたらええのや。そのための議会じゃないかい。それで、気づいたら、一般質問されたらええのや。違うか。文教厚生委員会、開いたらええのや。総務建設委員会、開いたらええのや。並びに各特別委員会も開催されたらいいんで

しょう。私個人としては、議員としてそう思いますよ。これは議会の機関やからな。「行政から開いてください」とおっしゃるんじゃないしに、議会からも「どんどん開催しましょう」と言うて、これから持っていくべきやと私は思うてます。

そやから、今回、これらの土地に対してね、シルバー人材センターの方はどれだけね、はっきり言うて、私は喜んでおられると思いますよ。並びに、数千万という金をシルバー人材センターが負担されるということ、建物に対してね。

それと駅前開発、これ、先ほどありましたけども、森田議員もおっしゃったけど、28年度で一応予算は終わりですよ、特例の繰越明許は別としてね。早くあこを撤去せないかん。JAさんの建物じゃないんですか、土地も。そうでしょう。お借りしてるんでしょ、JAさんに。だから、リサイクルセンターもそうです。リサイクルセンターはリサイクルセンターで、いろいろ建築基準法の関係で、調整区域のこのことを言うておられるのか知らんけども、それはそれで、今言わはった、森田議員が質問したように、「文教厚生委員会開いてください」とか、いろんな議論をしたらええと思うねん、どんどん。議会議員っていうのは、定例議会から定例議会までの議員違うからね。毎月報酬というもんをいただいてるんやから、血税を、私はそう思います。

そやから、よく僕は、後期高齢者のための雇用促進に関する法律に基づいて、平群町のシルバー人材センターが、C型が確保できるように、御努力をさせていただいたように、私は、この土地は両者とお話しされたということに対して、私は一定の評価をしたい。

以上です。

○議長

山口君。

○7番

そんなこと言ってない。馬本議員の言ってることを間違いと言うわけじゃないですけども、そういう議論をしてるんじゃないかって、もったきちんと系統的にね、要するに、行き当たりばったりっていうのは、とにかく何も、シルバー人材センターは大事なことですから、私たちもそんなことは、必要ないなんて一言も言ってませんし、そら、もうきっちりやっていってもらわなあかんですよ。そうじゃなくって、その場所がいいかどうかは別にしてですよ、基本的に……。

発言する者あり

○ 7 番

いや、だから、シルバー人材センターは、別に僕は何もけなしてないじゃないですか。

発言する者あり

○ 7 番

いや、だから、そこんところをね、きちんとやらないと。

いや、ほんで、議員からもちろん委員会開くのも、そら、大事です。ただ、町のほうは何もないのに、こっちが一方的に言うだけの委員会っていうのはなかなか開きにくいですから、ですから、町のほうが……。

「そんなことない」の声あり

○ 7 番

いや、シルバー人材センターについてとか、駅周に絡んでとか、そんなことで、この前、駅周のときにこの話だって、本来なら、詰まってなかったんかわからんけども、ある程度話はできたと思うんですよ。それもされなかったじゃないですか。あれ、8月ですか。駅周の、8月か、それぐらいにありましたよね。そういうときにだって、本来なら、町のほうからですね、ある程度、まだ煮詰まってなくっても、こういう考え方もあるということですね、私はやるべきだったというふうに思いますから、そのことは一言言っておきます。

○ 議 長

井戸君。

○ 3 番

今すごい議論の場ということで、僕もちょっと、給料もらってるものですから、お話ししたいと思います。

その前に、ちょっと確認なんですけども、先ほど馬本議員からおっしゃいましたけど、100人キープしたいために、人材をね、確保するために西小学校をやめたのか。確かに西小学校は不便ですし、私もどうかとは思いますが、その辺はどうなのでしょう。ちょっと確認、事実確認お願いします。僕の聞いている範囲では、どうしても人数が減ってるのは、仕事が減ってるって聞いているんですけども、いかがですか。

○ 議 長

はい、福祉課長。

○福祉課長

西小学校をやめたのは、100人を切るっていう、そういった単純な話じゃないです。先ほど馬本議員おっしゃっていただいたのは、国の補助金の基準の話です。100人を下回ったら補助金の基準に達しない。確かに今の平群町のシルバー人材センターは、先ほど言いましたように、平成22年ごろをピークにして、だんだん人数が減ってきております。全国的な傾向も調べました。全国的にも平群町と同じような傾向がございます。

そこで、やはり高齢者が気持ちよくそこで、そこへ行って働いていただける環境づくりっていうのがやっぱり重要になると、やっぱりあんまり中心地から離れてくると高齢者も行きにくいっていうところがございます。やっぱり今後を考えるとですね、やはり一定、高齢者の行きやすい場所、そういうところを拠点としてですね、就労の確保っていうのを町も考えているところです。

また、シルバー人材センターも、今後、あの場所を拠点にですね、会員さんの拡大、それから就労の拡大、そういうのを頑張っていただけのもっと信じているところがございます。

○議長

井戸君。

○3番

そら、確かにいい場所を提供をする、よりよい環境っていうのはもちろん町の仕事だとは思いますが、今、100人切る理由のために西小を諦めたわけじゃないということで、一応わかったんですけども、仕事が減ってるのも、私が聞いてみても、これは本当に重要な問題で、100人切ったらとても困るというのは承知してますんで、頑張っていたきたいんです。

かといって、今、このね、話を聞いてみても、結局のところ、ちょっとわかりにくいので、まとめて説明してほしいんですけども、新しい建設をするということは、土地、売れ残ってますけど、値段下げたら売れるでしょう。その場合のお金がかかります。造成のお金がかかりますと。実際売ってしまえば、固定資産税が入ってきますよね、毎年。そういうことを全部含めた上で、結局どの程度のお金、総額でかかる、10年でも20年でもいいです。ペイもしなくていいです。どれぐらいを計算されてるのか、ちょっと説明願えますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ちょっと全体的なことということで、私のほうから、ちょっと答弁になるかどうか、申しわけございませんが、説明させていただけたらと思います。

まず基本的に、今、井戸議員おっしゃられた試算と申しますか、基本的におっしゃっていただいていることはよくわかります。1,500万というふうに評価額を申し上げた物件が売れなかった、公売で売れなかったとはいえ、当然値段を下げれば売れる可能性というのはまだ残っております。幾らで売れるかっていう金額の提示は別にいたしましても、それ一つ、お金を得る一つの機会はある意味失われたのかなというのは、まずは理解しております。

2点目の、当然個人さんの名義になりましたら、固定資産税っていうのが毎年毎年入ってまいります。今、ざっとですけれども、1,500万の1.4%ということで、大体年間20万少しの固定資産税は入ってまいります。固定資産税ですので、毎年の通年的な収入にはなるやろうというふうに考えております。

収入としてはそういうふうな試算は可能なのかなというふうには、まず一つ仮置きさせていただいて、次に、お金にならない部分のところでございますが、当然、今までのシルバー人材センターのあり方や、御議論いただいたような、いわゆる高齢福祉の、一つの高齢者の働く場のあり方という部分も含めて、一定施策的な投資という部分で、現在の土地をシルバー人材センターにお貸しをすることによって、高齢者の新たな雇用が生まれる可能性が出てくるやろうと。当然、利便性の悪い調整区域の土地よりも、あそこに行ってくださいほうが高齢者の方も通所もしやすいでしょうし、また、そこに来場される方も来ていただきやすいというふうな、これは数字で出たものではございませんが、そういう利便性も含めて期待できるやろうということで今回の補正、並びに今回の土地利用という部分での判断に至ったところでございます。

○議長

質疑の途中ですが、3時20分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時03分)

再 開 (午後 3時20分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

井戸君。

○3番

一つね、私が言いたかったのは、これからもお金もなくなっていく、新しく

つくるのしんどくなってくると、今あるものの中で使えなかったかなっていう、いろいろな話の中で、例えばちょっと遠いですけど北支所が使ってない部分があるであるとか、私なんかでしたら小学校、中学校の空き教室、例えばですけど、中学校の北側は、ある階数は全部使われてない部分もありますよね。例えばですけど、そういうところを使ってみれば、もちろん教育財産で使えるのかっていうハードルと、あと、セキュリティーの問題はあるんですけども、あと小学校も、平群小学校もかつて4クラスあったわけで、今、2クラス、3クラスで、単純に計算しても、学童が入ってるとはいえ、空き教室はある、うまいこと移動させればですけども、あるわけで、そういうふうにしていけば、特に小学校、中学校なんて結構いい位置にあるので、お年寄りと子どもたちが一緒の場にいることによって、交流は大げさですけども、お互いやることがわかったりとか、そういうふうな部分もあるので、私ならそういうふうな、いろんな方面で考えていくと思うんですけども、その辺、特に、今、いかがでしょうか。

○議 長

はい、政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの井戸議員の御質問でございます。シルバー人材センターの移転先という部分での御質問でございますが、ここに至るまでにいろんな考え方があったのではないかというふうなこと、また、いろんな既存施設の利活用も含めてというふうな御質問であろうかというふうに理解しております。

御指摘いただいた部分につきましては、本当に公共施設の最適な活用方法、また、昨今の自治体の公共施設、人口が減っておる中での利活用という部分では、当然、ある施設を使っていくというのが一つのトレンドになってくるというふうに考えておりますので、おっしゃっていただくことは、まず理解はしております。

ただ、ちょっと今回のシルバーの場合は時期的なものもございました。また、学校施設、他の公共施設ということになりましたら、その辺の利活用するに当たっての法的な規制や、いろんなもろもろの事務処理も発生をしてくるということで、そういうことも含めて、一番短期間の中で、まず移転がスムーズに行くというふうな選択でこの場所に至ったというようなところでございます。

高齢者の方のさまざまな、御利用いただく方の条件や、また、そういう部分も勘案した上での設定といいますか、そこを選んだというふうな選定でございます。

○議 長

森田君。

○ 4 番

今ですね、そのシルバー人材センターの問題ですけども、地代が42万ですね、税金が20万、建物が3間掛ける10間で、坪20万かかるとしてですよ、10年ですると60万ぐらいになるんですよ。年間120万ぐらいかかるわけですね。それで経営というんですかね、成り立つんですか。そんなことはシルバー人材センター、御存じなんですか、本当に。でしょう。本当にこの金額でシルバー人材センターが経営的、経営って言ったら表現よくないんですけども、一般財団法人としてですね、経営が成り立つんかなと。単価が上げれば仕事が減りますよ、逆に言えば。仕事が減れば100人切りますよ。本当にこれはよくですね、シルバー人材センターの方に、町の今の考え方でいけば幾らかかるんだと、それでやっていけるんかということをしつちり話をしてもらって、やってくれてるんですか、それは。120万かかるといったらですね、シルバー人材センターで負担が大きいですよ。それは申し上げておきます。

答えるなら答えてくれて結構なんですけども、シルバー人材センターが120万ね、今の固定費から比べれば、月とスッポンですよ、表現よくないんですけども。今、ただみたいな値段で借りておられると思うんですよ、JAから。JAというんか、駅周からですね。それはしつちりシルバー人材センターに話をですね、本当に、そういうことも含めて経営が成り立たないと、平群町としても、高齢者の雇用という問題も含めてですね、100人を切れば非常に大変なことになる、今、馬本議員から話がありましたけども、それだけは申し上げておきます。

さっきの臨時福祉給付金事業ですけども、この委託費の電算委託料というのは随契だと思ってるんですけども、この妥当性はどのように考えたらいんですか。

○ 議長

福祉課長。

○ 福祉課長

この電算委託料です。これ、毎回毎回、あるたびにこの電算委託料っていうのが発生してきております。私のほうもこれ、もったいないとは思ってるんですけども、しかし、これ、毎回毎回、システムを改修しないといけないっていうことになっております。そのためにこういった449万1,000円っていう、こういった額が出てきております。

この額につきましては、業者からの見積もり額です。見積もり額ということを出させていただいております。

これが妥当かどうかということですが、この見積もり額っていうことしかお答えしようがないんですけども、これで計上しているっていうことでござい

ます。

○議 長

森田君。

○4 番

予算のときに資料を出していただいたら、町で1億円ぐらい金を払ってるんですよ、1億円。平群町で交付金とか補助金がつくにしても、1億円っていうのは大変な金だと思うんですね。ほとんどが追加ということで、随契だというふうに聞いております。

提案なんですけどね、こんな詳しい人をね、私は雇うべき、SEの方の詳しい人をですね、臨時職員か何かで雇ってですね、本当に妥当性、システムの妥当性、システムの構築も含めてですね、やはり検討すべきじゃないかと。

1億円といったら、ほんまに大変な金額ですよ。個々の部署は知れた金額かもわかりませんが、電算委託費は平群町としては1億かかっている。町の住民の方が聞いたらびっくりしてますよ。追加は全部委託やと。だから、私はSEの方を臨時職員でも雇ってですね、やはり検討すべきじゃないかということだけ、提案だけ申し上げておきます。

○議 長

下中君。

○11番

11ページ、先ほど森田議員から指摘があった部分ですねけど、高齢者の免許証自主返納ということで、ちょっとお伺いをいたします。

この制度については、公共交通の会議の中でも議論されて、今現在、高齢者の事故も多いということで、できるだけ免許証を、自分で運転するのをやめて公共交通を利用しようという取り組みをされております。

そんな中で、公共交通会議の中でも事務局のほうから提案がございました。その中には警察協議もありまして、最終的に協定のような形で、県警のほうから交通部長か誰かおいでやったと思いますわね。そんな中でされたと思います。私の記憶間違いだったらまた経堂課長、訂正していただいて結構ですねけども、そんな中でね、されて、今現在、何名ぐらいあるのか。

それと、ここ最近の、一、二カ月の傾向を見て、ふえるであろうということで30人分補正されてると思いますねけども、その辺の状況だけ、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

下中議員のですね、高齢者の運転免許証自主返納支援事業として、本年、この4月にですね、県警のほうから、いわゆる支援事業としての町の支援を県警のほうと協定を結ばせていただいでですね、奈良県内のいわゆる公共交通機関、例えばタクシー会社でありますとか、バス会社でありますとか、そういったさまざまな支援もその中には入っております。また、店のですね、そういうカードを持っていけば、例えば一部店でのサービスも受けられるという内容のものであります。

本町もですね、先ほど申しましたように、4月からそういった支援事業を行っております、これにつきましては4月から行っております。現在ですね、16件の方が、いわゆる自主返納された方が本町にですね、ICカード、これは奈良交通のICカードとコミバスの回数券、これは、ICカードのほうは9件、コミバスのほうは7件配付をさせていただいております。

今後ですね、30件ということでございますが、今後、西和署管内でですね、平群町の方が1年間に大体50名程度が自主返納されてるというふうにお聞きしておりますので、今の時期、16件ですから、ちょっと多いかもわかりませんが、枠としてですね、30件補正させていただきました。これからもこういった支援制度をですね、広報も、あるいはホームページも含めまして、周知もしていきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長

下中君。

○11番

ということで、本町は、町内にも賛同していただける事業所もあるというふうに聞いていますけども、町としては、自分で運転したのをやめて公共交通を利用してもらおうと、その中でも特に、今、なかなか人数が伸び悩んでいるコミバスに乗ってもらおうということで、ほかの事業所のサービスとは違ってコミバスの回数券を配付してる、交付してる状態ですわね。

ただ、管内で50人ぐらいが返納されていますねけども、実際、この制度が、役場行くの面倒くさいからやめとくとか、全く知らないとか、いろいろあると思いますけれども、今、課長が言われたように、今後ね、やはり高齢者の方が危ないし、自分も危ない、また人に危害を与えるということもありますのでね、きちっとして、それを広報等で知らせていくということですので、できるだけいろんな機会を通じて、こういう制度で平群町もやってますということだけお知らせするといえますのかな、それだけをお願いしたいと思います。

それとね、社会体育のほうで、何かウォーターパークのポンプの取りかえというの、出てますわね。申しわけない話やけど、これ、わずか40日余りの営

業で高い修繕費だなと思います。

ただね、本来は29年度、新年度予算でいろんな修繕、手直しするところも上がってくるのが本来だと思いますねけども、今回、12月の今、出たっていうことは、多分その機械が、来年の7月中ごろのオープンまでの納期があるのではないかなと私は思っていますねけど、その辺はどうなってますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今、議員おっしゃったようなことで、本来、29年度でいけばいいんですけども、オープンが7月、それに間に合わすとすれば、この気流ポンプを完成させるのに29年度のスタートでは間に合わないということで、今回補正させてもらいました。

○議長

下中君。

○11番

特殊なポンプといいますのか、それはちょっとわかりませんねけども、仮に4月、5月でやったら無理やということで、今の契約ということで、よろしいですけども、それとね、やっぱり新年度に向かってね、いろんなところが、いや、この機械も、このポンプもっていうのが出てくると思いますわ、実際のところね。それを快適にまた使っていただくとする、やっぱりかなりのまた投資も要ると思いますけれどね、実際、今度、新年度のときに、もう少しいろんなポンプの修理とか取りかえとかいうのが必要なと思いますねけども、その辺についてもかなりの数字、今、つかんでおられますのか、お聞きしたいと思いますので。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御承知のとおり、ウォーターパークについては、地域振興センターに指定管理委託してます。振興センターのほうで管理している中で、ウォーターパークもかなり建設から年月がたって、老朽化もしてますんで、逐次、業者のほうからも交換時期が来てるっていうふうなんを聞いてますので、そこら辺については、計画的に振興センターと協議しながら進めておりまして、29年度についてもオープンに向けてやっていくに当たって、29年度予算でももちろんまた修繕費等々、計上する予定ですけども、そのようなことで、計画的に、一遍についていうことになったら、もう非常に多額の数字が出ておりますので、そのよ

うな形で、言葉はあれですけども、だましましっていうふうなところもあるんですけども、何とかウォーターパークの運営をできるようにということで、財政も厳しい中でありまして、計画的に進めていきたいというふうなことでございます。

○議長

下中君。

○11番

ということは、全部は1回には非常に困難だと思います。その分ね、やはり安全に使っていただくと、やはり水着で中に入りますのでね、その辺だけ十分留意していただいて、一番危険な箇所であるとか、もう必須であるポンプであるとか、そういう部分については、できるだけ早目に修繕していただくという方向で、新年度もそのような方向でいってほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

下中議員の関連ですけれども、運転免許証自主返納のこのコミバス乗車券発行、この事業、大変評価をしたいと思います。今、御高齢の方の運転による事故で、大変大きな事故、社会的な問題にもなっておりますので、そして、もしかわかりましたら、県内の市町村の実施状況がもしかわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

申しわけございません。同じ時期にですね、支援をさせていただいてるのは、平群町と、それから斑鳩町がちょうど同じ時期に近隣では支援をしているということで伺ってますが、ちょっとほかのこの市町村については、ちょっと持ち合わせておりません。申しわけございません。よろしくお願ひします。

○議長

窪君。

○10番

先ほどもありましたが、この16名の実績ということで、やはりもっともっと周知のほうを、丁寧な周知をしていただいて、なかなか御家族が「もう免許証を返したらどうだ」とか、こういろんな、子どもさんに言われて返すとか、

そういうことが大変ありますのでね、こういう事業があるということをもっと周知のほう、先ほどもありましたが、お願いしておきたいと思います。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。森田君。

○4 番

本議案に対してですね、意見を付して賛成したいと思います。

シルバー人材センターの移転は、駅周の絡みでですね、来年春ぐらいまでには移転しないといけないということは重々わかっているわけです。またですね、リサイクルセンターも同様な移転が必要だということをおわかっております。

なのにですね、一向に議会にも、今まで一度も説明責任というか、説明されてない、そういうことはまことに遺憾であり、議会軽視と言わざるを得ません。

しかし、先ほどありました臨時給付金のこともございますし、やはり議員としても、やはり困ってる人に手を差し伸べるのも議員の仕事であるというふうに理解しておりますので、この議案についてはですね、賛成したいと、意見を付して賛成したいと思います。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第53号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第22 議案第54号 平成28年度平群町国民健康保険特別会計補正
予算（第4号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第54号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

保険財政共同安定化事業については、入りで、当初予算も全く一緒で、ほんで、高額の方は、今回の補正ではもう全く入りも出も合わせてるんだけど、当初予算の数字を見ると若干入りのほうが多いですね。

ほんで、そこでね、共同事業の方については、いや、共同事業じゃない、高額医療の方については、ここも一緒か。ちょっと今、あれやけど、そこね、大体数字合わせてるでしょう。でも実際、決算では当然若干ずれが出てきますよね。どうなった場合に収入のほうが多いのか、その説明してくれる。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

この共同事業拠出金は、高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業と二つに分かれております。8万点を超える分につきましては高額医療費共同事業拠出金といいまして、まあ言うたら、拠出金で支払った分の4分の1ずつ国、県で負担をもらおうと、その残りが国保連合会からの財源ということに決算上はなります。それから、保険財政共同安定化事業につきましては、全額、同じ金額、歳入歳出、合ってます。

実際、これ、国、県で負担していただく分がございますので、その分が通常プラスになってくるかと思えます。考え方としまして、8万点を超える分につきましてはですね、国の制度上で、4分の1ずつもらってますので、当然、決算上は高額医療費の交付金のほうがふえてきます。そういう計算にいつもなるはずです。

ただ、保険財政共同安定化につきましては、正直、全部の市町村でお金をプ

ールしてっていう形になるんで、大きくもらう金額が少なくなるっていうケースもございます。

計算式としましてですね、例年、80万円を超える分の高額医療費の分については、決算上は必ず交付金のほうが上回っていると。保険財政の分につきましては、そういう公費負担ございませんので、少なくなったり多くなったりっていうことになってると思います。

ただ、去年でも保険財政のほうはマイナスになってたと思います。その分については、県の特別調整交付金である程度の補填があったということでございます。

○議長

山口君。

○7番

30年から、もう今、レセプトはもう奈良県全部一緒になってるから、そこについて、大体数字が一緒になるっていうのも、ここは非常にややこしいんやけど、今度、県のほうが基本的に医療費の部分っていうか、大もとの部分で県のほうが責任を持つということになれば、もうこの会計必要なくなるよね、基本的に、各市町村については。もうこの話、ここですんのも変な話やけど。だって、一緒のもん出して、入るのも出すのも全部同じようにやっててやね、あんまり意味のない項目になってきますよね。その辺、どうなるのか、まだ決まってないのかどうか知らないけども。

いや、いつもね、不思議で仕方なくって、あんまり大きく変わらないんだけど、入りのほうが多かったり、出のほうが多かったり、ちょこちょこ変わるもんですから、ちょっとその辺、要するに、予防の努力を何ぼしても、今からはね、結局奈良県全体でしないとあんまり意味ないようになってくるわけですから、そこんところではね、もうちょっところ、何ていうのかな、住民の皆さんにも国保財政がどのようになってるかっていうのもっと、こんなややこしい説明ではわからんから、わかりやすい形でね、どうすれば医療費を抑えるかって変な話やけど、できるだけ健康でいられるようにするのかという、その会計上からもどうなのかっていうのも、今後ちょっと研究してもらって、広報なりホームページなりでね、紹介していくのも、よそ、どっかでやってるのかどうか知りませんよ。知りませんが、そういうのも検討していただければなという、このことはちょっと、検討をお願いしておきたいと思います。

この件は結構です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第54号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第23 議案第55号 平成28年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第55号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

緑ヶ丘の供用、217件が3カ月おくれたというか、まだつながっていないので3カ月分の減額と。その分、本来、その収入も含めて見ていた下水道公債費の繰り入れ、下水道公債費に穴があくから、それを一般会計から繰り入れると、こういう今、説明でしたけども、おくれたことで一般会計2,624万7,000円、要するに負担がふえたということになるんですね。一つはそれでいい

のかどうか。

それからですね、もう一つ、消費税の還付金が丸々なくなったということなんですけど、これは何か理由があるのかどうか、そこも含めて説明いただけますか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

まず、公債費の財源であった使用料だとか負担金、加入負担金については元金に充てる財源、使用料につきましては利子に充てる財源です。その分、緑ヶ丘の地域、3カ月、年度内に供用できなかった分、その分の繰り入れということで間違いございません。

消費税につきましては、昨年度、当初予算作成時期、ちょうど昨年の中ごろからもうちょっと、11月ごろなんですけど、要するに、歳出のほうで工事だとか委託費なんですけど、そやから、どの程度年度内に、工事なり委託費が年度内に執行できるかというところの読みが若干狂ったということです。結局、消費税については、使用料とかで入ってくる消費税と、入ってくるといってしまっても仮受けなんですけど、仮に受ける消費税と、工事だとか委託料の中で支払う仮払いの消費税の、そのバランスなんですけど、歳出部分の見通しが少し狂ったというところら辺で、還付が受けれるものというふうに当初考えてたんですけど、結果的にですね、還付がなかったと、確定申告の結果、そうなったというようなことでございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第55号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きますして

日程第24 議案第56号 平群町道路線の廃止について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第56号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

ありがとうございます。前向きに検討していただいて、実施していただくこと、ありがとうございます。

についてはですね、今、400メートルの区間を、車道が5メートル、歩道2メートルなんです。大まかな、今考えておられるスケジュールだけお教えいただけませんかでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

全体計画としては、早い早期の完成というのを目指してるわけですがけれども、これまでの予算、また用地の確保といった観点から、現時点でのスケジュールといたしましては、平成33年、34年というようなスケジュールで考えております。

○議長

森田君。

○4番

33年、34年って、それは供用開始の話ですか。何の話かわからないので。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

33年、34年までには事業全体計画を完了させて、拡幅道路として供用開始したいということでございます。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第56号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第25 議案第57号 区域外の公の施設の設置について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第57号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○6番

今、課長のほうから説明いただきました。私もこれ、9月議会で取り上げさ

せてもらった問題です。とにかく東山駅の駐輪場が狭隘になってきたという中で、割と早く生駒市とも協議をしていただいて、進めていただいたということには敬意を表したいと思います。

これ、生駒市のほうの議決も必要だということだと思うんですが、それが行われて、大体いつごろ利用できる状況になるんでしょうか。この点だけお答え願えますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

生駒市の議会の委員会でこれを諮られるということで、その日程が15日です。それを最終日に本会議で諮られるということになりますので、それ以降ということになります。

○議長

植田君。

○6番

当然それは議会でね、議決されないと、そら、いかないんやけど、それ以降なんやけど、以降で、平群町が設置をするわけでしょう。だから、平群町としてはいつごろ、まあ言うたら、1月からは使えるようにするとか、あるいは2月の当初には使えるようにするとか、そこら辺の明確な、すみませんが、時期っていうのを示していただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

ちょっと、その部分につきましては、委員会等の状況とか、いろいろちょっと見ながら、内容によりまして、最終日に副町長のほうからまた御報告ということになると思いますので、よろしくお願いします。

「議長。ちょっとおかしいやん、そなん。いつごろ供用開始できるのかって聞いているだけの話ですよ」の声あり

「何言ってるのや。いつごろ供用できるのかって聞いているのに」の声あり

○議長

静かにしてください。

はい、副町長。

○副町長

今、植田議員のほうから御質問ございました件でございます。

この供用開始のスケジュールにつきましては、今、本町につきましては今議会、諮らせていただいております。そしてまた、生駒のほうにつきましても12月議会で諮らせていただいておりますけれども、生駒市の議会のほうの状況によってくるところもございますので、生駒市との、これ、ちょっと協議によって進ませさせていただこうとは考えております。ですので、今の段階で、どの段階でちょっと供用開始させていただくということは、現時点ではちょっと明言できないところがございますので、追って後日、また御説明申し上げたいと考えております。御了承願います。

○議 長

森田君。

○4 番

5番の経費の負担という項目が出ておりますんですけども、どのような経費がかかるのか。大体どれぐらいの金額、かかるのであれば。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

おおよそ2万円程度と考えております。

○議 長

森田君。

○4 番

それはどんな費用なんですか。今、近鉄に、何か17センチプラスというふうなことがお話、あったんですけど、地代というふうに理解していいんですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。説明がちょっと。これは、近鉄の地代等は変更ございません。生駒市とも、うまくいけば、全然その費用ということでは発生しないと考えております。

2万円といいますのは、白線を引く費用でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

極端に言うて、生駒市の市議会さんのほうから、こっちからお願いして区域

外、平群町はこの議会、議案出てるんやけど、生駒市さんが付託案件されて、最終議会にね、どうなるかわからへんけど、例えばオーケーが出たら、これ、大事なことはね、今、植田議員もあつたように、ここに自転車のね、駐車場設置及び管理条例を平群町は定めなければならない、変更しやなね。それを、ちよっと一つ提案させてもうてるけど、提案やで、僕の個人的な意見。やっぱり狭隘で非常に困っておられる、利用者がね。非常に安全性に問題もあつてきて、いろんな問題が出て、発生するんやったら、一日も早く、私は住民に寄与するべきやと思う。

よって、これこそ私の個人的な意見で、そら、町長決められることですけども、3月議会まで、議会云々とか、いろんな問題ありますので、このために臨時議会も恐らく議長は開かれなないと思うから、一定の専決処分というように、じゃないけども、そこら辺を、私はそういうことをされたらいいんちゃうかなというふうに、御提案だけさせてもらっておきます。そういうことです。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第57号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

続きまして

日程第 26 議案第 58 号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共
団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合
規約の変更について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第 58 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 58 号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決
しました。

続きまして

日程第 27 議案第 59 号 奈良広域水質検査センター組合への加入につい
て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第59号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

この参考資料、これはその組合の規約、コピーして出してもらってるのかな。平群町で打ち直しましたか。参考資料のこのセンター組合規約。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

打ち直しはせずにコピーで出しております。

○議長

山口君。

○7番

脱字あるから、ちゃんと向こうに申し上げておいたほうがいいと思います。第8条。それだけです。

○議長

はい、上下水道課長。

○上下水道課長

すみません。組合のほうに申し上げておきます。すみません。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第59号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ご

ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 4時23分)